

有価証券報告書

平成 25 年度

(第 90 期)

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

東京電力株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【業績等の概要】	13
2 【生産及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	26
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	36
第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
(1) 【株式の総数等】	37
(2) 【新株予約権等の状況】	48
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	49
(4) 【ライツプランの内容】	49
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	50
(6) 【所有者別状況】	51
(7) 【大株主の状況】	52
(8) 【議決権の状況】	53
(9) 【ストックオプション制度の内容】	53
2 【自己株式の取得等の状況】	54
3 【配当政策】	55
4 【株価の推移】	55
5 【役員の状況】	56
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	64
第5 【経理の状況】	73
1 【連結財務諸表等】	74
(1) 【連結財務諸表】	74
(2) 【その他】	121
2 【財務諸表等】	122
(1) 【財務諸表】	122
(2) 【主な資産及び負債の内容】	153
(3) 【その他】	153
第6 【提出会社の株式事務の概要】	154
第7 【提出会社の参考情報】	155
1 【提出会社の親会社等の情報】	155
2 【その他の参考情報】	155
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	156

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【事業年度】	第90期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネジャー 榎 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネジャー 榎 憲一郎
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 （横浜市中区弁天通1丁目1番地） 東京電力株式会社 埼玉支店 （さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号） 東京電力株式会社 千葉支店 （千葉市中央区富士見2丁目9番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高	百万円	5,016,257	5,368,536	5,349,445	5,976,239	6,631,422
経常利益又は経常損失 (△)	〃	204,340	317,696	△400,405	△326,955	101,418
当期純利益又は当期純 損失(△)	〃	133,775	△1,247,348	△781,641	△685,292	438,647
包括利益	〃	—	△1,267,085	△767,168	△665,561	480,031
純資産額	〃	2,516,478	1,602,478	812,476	1,137,812	1,577,408
総資産額	〃	13,203,987	14,790,353	15,536,456	14,989,130	14,801,106
1株当たり純資産額	円	1,828.08	972.28	491.22	72.83	343.31
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	〃	99.18	△846.64	△487.76	△427.64	273.74
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	〃	99.18	—	—	—	88.87
自己資本比率	%	18.7	10.5	5.1	7.5	10.5
自己資本利益率	〃	5.5	△62.0	△66.7	△72.0	32.9
株価収益率	倍	25.13	—	—	—	1.52
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	988,271	988,710	△2,891	260,895	638,122
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△599,263	△791,957	△335,101	△636,698	△293,216
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△495,091	1,859,579	△614,734	632,583	△301,732
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	153,117	2,206,233	1,253,877	1,514,564	1,564,047
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	52,452 〔5,841〕	52,970 〔5,517〕	52,046 〔4,999〕	48,757 〔4,172〕	45,744 〔2,424〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第87期及び第89期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。第88期については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 第87期、第88期及び第89期の株価収益率については、当期純損失のため記載していない。

4. 第87期については、一般募集による増資及び第三者割当増資により普通株式の発行済株式数が254,150,000株増加している。第89期については、第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式数が1,600,000,000株及びB種優先株式の発行済株式数が340,000,000株増加している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高	百万円	4,804,469	5,146,318	5,107,778	5,769,462	6,449,896
経常利益又は経常損失 (△)	〃	158,611	271,066	△408,359	△377,673	43,233
当期純利益又は当期純損失 (△)	〃	102,311	△1,258,552	△758,423	△694,380	398,905
資本金	〃	676,434	900,975	900,975	1,400,975	1,400,975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1,352,867	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017
A種優先株式	〃	—	—	—	1,600,000	1,600,000
B種優先株式	〃	—	—	—	340,000	340,000
純資産額	百万円	2,160,650	1,264,822	527,479	831,749	1,230,012
総資産額	〃	12,643,034	14,255,958	15,149,263	14,619,772	14,369,843
1株当たり純資産額	円	1,600.43	788.48	328.84	△104.89	143.40
1株当たり配当額						
普通株式	〃	60.00	30.00	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間 配当額)						
(普通株式)	(〃)	(30.00)	(30.00)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	〃	75.78	△853.33	△472.81	△432.89	248.69
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	〃	—	—	—	—	80.79
自己資本比率	%	17.1	8.9	3.5	5.7	8.6
自己資本利益率	〃	4.8	△73.5	△84.6	△102.2	38.7
株価収益率	倍	32.88	—	—	—	1.67
配当性向	%	79.2	—	—	—	—
従業員数	人	36,328	36,683	37,459	36,077	34,689

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第87期については、一般募集による増資及び第三者割当増資により普通株式の発行済株式数が254,150,000株増加している。第89期については、第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式数が1,600,000,000株及びB種優先株式の発行済株式数が340,000,000株増加している。

4. 第86期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。第87期及び第88期については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第89期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

5. 第87期、第88期及び第89期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第90期の配当性向については、配当がないため記載していない。

2 【沿革】

昭和26年 5月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（昭和37年 5月商号変更）」）
昭和26年 8月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（平成24年 7月大阪証券取引所上場廃止）
昭和28年 3月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（昭和47年 4月商号変更）」）
昭和28年 7月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
昭和29年 4月	東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（昭和36年 9月商号変更）」）
昭和30年 4月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） *東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（昭和48年 1月） *東電不動産管理株式会社に東電不動産株式会社に商号変更（平成17年 4月）
昭和30年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」） *東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（昭和50年 6月） *東電環境エンジニアリング株式会社に東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（平成25年 7月）
昭和32年 6月	東京礦油株式会社設立（現・連結子会社「東電リース株式会社」） *東京礦油株式会社から株式会社テプコユに商号変更（昭和62年12月） *株式会社テプコユから東電リース株式会社に商号変更（平成23年 7月）
昭和32年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（昭和62年12月商号変更）」）
昭和32年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フュエル株式会社（平成23年 7月商号変更）」）
昭和35年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（昭和41年 7月商号変更）」）
昭和36年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場（平成24年 6月同証券取引所上場廃止）
昭和38年 8月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（昭和61年 6月商号変更）」）
昭和52年 7月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（平成13年10月商号変更）」）
昭和52年 7月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（平成11年 7月商号変更）」）
昭和54年 9月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和55年 2月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（平成 8年10月商号変更）」）
昭和55年 4月	東京リビングサービス株式会社設立
昭和57年 9月	東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（昭和62年10月商号変更）」）
昭和59年 4月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（平成12年 1月商号変更）」）
昭和62年 9月	東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
平成元年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立
平成 9年 4月	テプコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社）
平成11年 7月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立（現・連結子会社）
平成12年 3月	マイエナジー株式会社設立
平成12年 6月	株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
平成12年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
平成12年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社設立（現・連結子会社）
平成14年 2月	パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社設立（現・連結子会社）
平成14年 2月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
平成14年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
平成15年 3月	テプコ・オーストラリア社設立（現・連結子会社）
平成15年 3月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立（現・連結子会社）
平成15年 6月	東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社） これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化（現・連結子会社）

平成16年3月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
平成16年9月	株式会社パワードコム株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（平成17年12月）
平成17年5月	株式会社リビタ設立
平成17年5月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社設立（現・連結子会社）
平成18年1月	株式会社パワードコム解散（KDDI株式会社と合併）
平成18年1月	TEPCOトレーディング株式会社設立（現・連結子会社）
平成18年1月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
平成19年1月	吸収分割により、FTTH事業及び心線貸し事業をKDDI株式会社に継承
平成19年8月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
平成19年8月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
平成19年8月	株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
平成19年11月	マイエナジー株式会社解散（平成20年3月清算終了）
平成20年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
平成21年4月	東新ビルディング株式会社消滅（平成21年4月1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
平成23年7月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に変更
平成23年7月	株式会社テプコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
平成23年7月	株式会社テプスター消滅（平成23年7月1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
平成23年7月	東電ピアール株式会社解散（平成23年11月清算終了）
平成24年1月	株式会社リビタの株式の一部譲渡し非関係会社化
平成24年1月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式の一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年5月	東京都サービス株式会社の株式の一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年6月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年7月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年7月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
平成24年10月	株式会社アット東京の株式の一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成25年1月	福島復興本社設置
平成25年3月	株式会社テプコケーブルテレビ解散（平成25年6月清算終了）
平成25年7月	東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
平成25年7月	東電工業株式会社消滅（平成25年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
平成25年7月	尾瀬林業株式会社消滅（平成25年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
平成25年7月	株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テプコカスタマーサービス株式会社に商号変更
平成25年7月	東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
平成25年7月	株式会社東電ホームサービス消滅（平成25年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
平成25年7月	東電広告株式会社消滅（平成25年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
平成25年12月	ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社51社及び関連会社37社（平成26年3月31日現在）で構成されている。

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえ、電気の安定供給に必要なもの以外の事業について大幅に縮小・再編することとなったことから、「電気事業」を報告セグメントとして、それ以外の事業セグメントについては、その他として一括して記載してきた。

その後当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。今回導入された社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。あわせて、新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のきめ細かなコスト・収益管理を徹底していくとともに、社員一人ひとりのコスト意識の向上、行動の変革につなげていく。

これに伴い、当連結会計年度より、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとした。各報告セグメントの主な事業内容及び関係会社の位置付けは、以下のとおりである。なお、次の5部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

「フュエル&パワー」

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

「パワーグリッド」

送電・変電・配電による電力の供給、水力発電による電力の販売、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

「カスタマーサービス」

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

「コーポレート」

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

[その他]

〈情報通信事業〉

情報通信事業においては、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、電気通信、情報ソフト・サービス、情報通信設備の建設・保守事業を行っている関係会社がある。

(主な関係会社)

電気通信 : (株)ファミリーネット・ジャパン

情報ソフト・サービス : (株)テプコシステムズ、テプコカスタマーサービス(株)、(株)日立システムズパワーサービス、(株)アット東京

情報通信設備の建設・保守 : TEPCO光ネットワークエンジニアリング(株)

〈エネルギー・環境事業〉

エネルギー・環境事業においては、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、設備の建設・保守、燃料の供給・輸送、資機材の供給・輸送、電気の卸供給、エネルギー・環境ソリューション事業を行っている関係会社がある。

なお、平成26年4月をもって、当社関係会社の「(株)東光高岳ホールディングス」は同社完全子会社である「(株)高岳製作所」及び「東光電気(株)」を吸収合併した。

(主な関係会社)

設備の建設・保守 : 東京パワーテクノロジー(株)、東電設計(株)、東京電設サービス(株)、東電タウンブランニング(株)、(株)関電工、(株)東京エネシス

燃料の供給・輸送 : テプコ・リソーシズ社、テプコ・オーストラリア社、TEPCOトレーディング(株)、東電フュエル(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社、パシフィック・ユーラス・SHIPPING 社、シグナス・エルエヌジー・SHIPPING 社、東京ティモール・シー・リソーシズ(米)・(豪)社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、日本原燃(株)

資機材の供給・輸送：東京計器工業(株)、東電リース(株)、東電物流(株)、(株)東光高岳ホールディングス、(株)高岳製作所、東光電気(株)
電気の卸供給：東京発電(株)、君津共同火力(株)、鹿島共同火力(株)、相馬共同火力発電(株)、常磐共同火力(株)、日本原子力発電(株)
エネルギー・環境ソリューション：東京臨海リサイクルパワー(株)、東京都市サービス(株)

〈住環境・生活関連事業〉

住環境・生活関連事業においては、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、不動産、暮らしに関連するサービス事業を行っている関係会社がある。

(主な関係会社)

不動産：東電不動産(株)、東電用地(株)
サービス：東電パートナーズ(株)、(株)当間高原リゾート

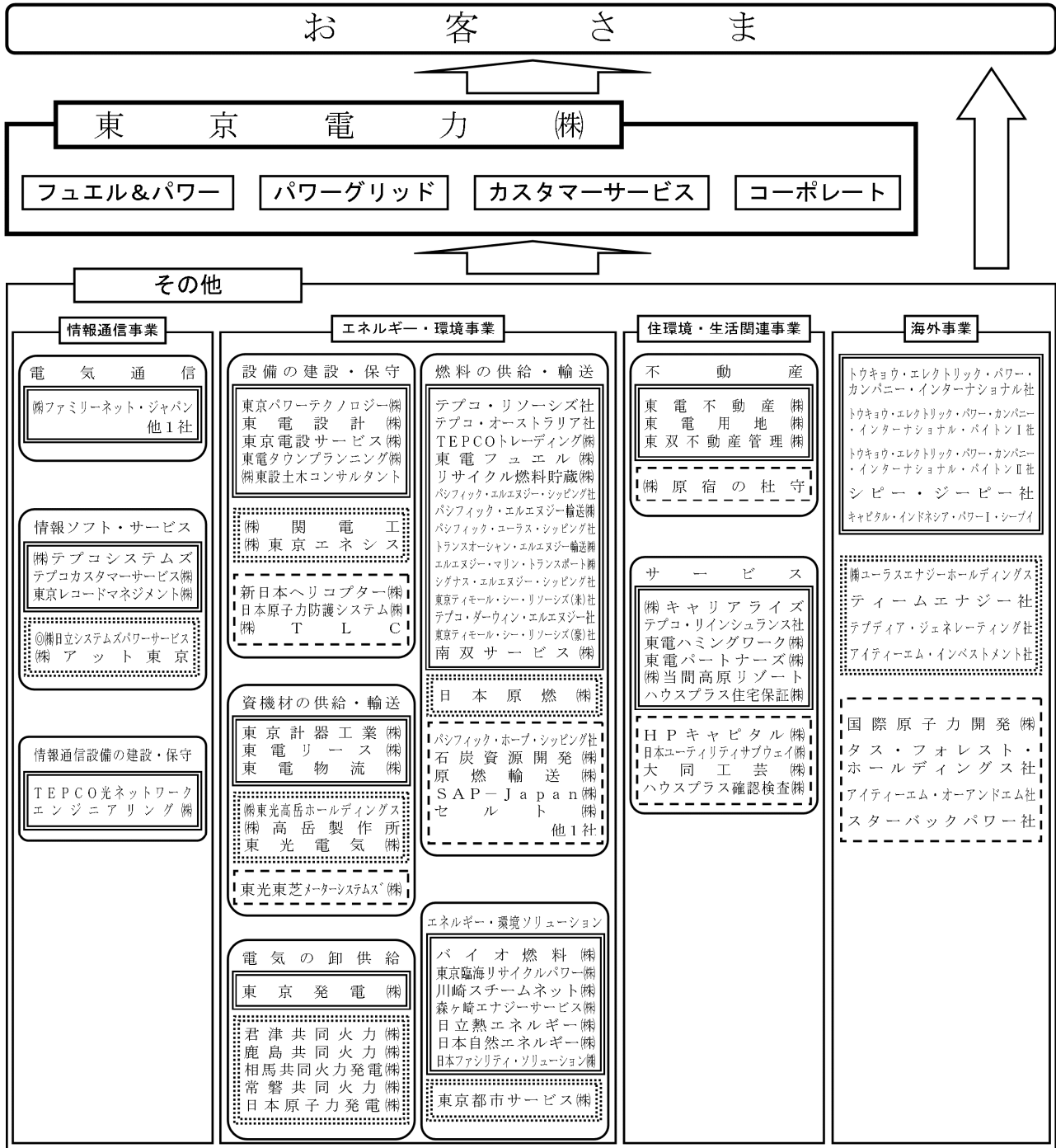
〈海外事業〉

海外事業においては、主として海外でのビジネスチャンスの発掘による新たな成長・発展を目指し、発電事業、投資事業を行っている関係会社がある。

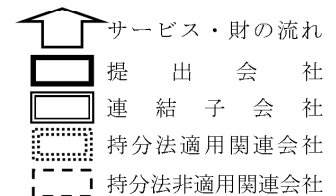
(主な関係会社)

トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイソンI社、(株)ユーラスエナジーホールディングス、TEAMエナジー社、テプディア・ジェネレーティング社、アイティーエム・インベストメント社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。



(注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計年度において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 複数のセグメントに係る事業を営んでいる関係会社は、主たる事業のセグメントに会社名を記載している。
 3. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：東電工業㈱、尾瀬林業㈱、㈱東電ホームサービス、㈱テブコケーブルテレビ、東電広告㈱、㈱TEPCOコアアドバンス、㈱東電ファシリティーズ、ティーエムエナジー・オーストラリア社、
 ・持分法非適用関連会社：㈱クリーンコールパワー研究所、㈱ジャパン・イーマーケット



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東電不動産㈱	東京都台東区	3,020	不動産の賃貸借、管理	100.0%	兼任1人 転籍等7人	不動産管理の委託、社宅用建物の賃借
東京発電㈱	東京都台東区	2,500	電気の卸供給	100.0%	兼任1人 転籍等9人	発生電力の購入
東京パワーテクノロジー㈱	東京都江東区	100	発電・環境保全設備等の補修・運転、環境・ソリューション事業、尾瀬事業	100.0%	兼任1人 転籍10人	発電・環境保全・放射線管理設備等の補修及び運転の委託、山林・土地管理委託
東電設計㈱	東京都江東区	40	発電、送電、変電設備等の設計、工事監理	100.0%	兼任1人 転籍等9人	発電・送電・変電設備等の設計及び監理の委託
㈱テプコシステムズ	東京都江東区	350	コンピュータのソフトウェアの開発・保守	100.0%	兼任1人 転籍等9人	ソフトウェア開発・保守の委託、その他システム関連業務の委託
東京電設サービス㈱	東京都台東区	50	送電、変電設備等の保守	100.0%	転籍等7人	送電・変電設備等の保守の委託
テプコ・リソーシズ社	カナダ サスカチュワン州	18,450万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製錬	100.0%	転籍等1人	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社	オランダ アムステルダム	24,000万 ユーロ	海外事業への投資	100.0%	転籍等4人	—
東電タウンプランニング㈱	東京都目黒区	100	配電設備の設計・保守、当社所有の電柱等を媒体とする広告の請負、電線類地中化事業	100.0%	兼任1人 転籍等9人	配電設備の設計・点検・巡視等の委託、広告のための配電柱の賃貸、配電線路図面管理の委託、地中化設備の設計・工事管理等の委託
テプコ・オーストラリア社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース	7,283万 豪ドル	LNGプラント事業投資会社及びパイプライン事業会社への投資	100.0%	転籍等5人	—
TEPCOトレーディング㈱	東京都千代田区	100	LNGの購入・販売	100.0%	転籍等5人	LNG購入契約に係る業務の委託
東電用地㈱	東京都荒川区	100	当社保有土地等の管理	100.0%	兼任1人 転籍等4人	土地管理委託
東京計器工業㈱	東京都大田区	100	電力量計の修理調整並びに検定代弁	100.0%	兼任1人 転籍4人	取引用電力量計の修理及び失効替工事の委託
東電フュエル㈱	東京都江東区	40	石油製品の販売	100.0%	兼任1人 転籍等7人	燃料油の購入、火力発電所等の防災業務の委託
東電リース㈱	東京都港区	100	車両等のリース	100.0%	兼任1人 転籍等5人	車両及び機器類の賃借

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テブコカスタマー サービス(株)	東京都江 東区	10	電気料金、電気受給 契約等に関する情報 処理サービス、電気 利用に関する相談・ 技術サービス業務	100.0%	兼 任 1 人 転籍等 7 人	電気料金計算に関する 委託、電気受給契約に 関する申込受付・審査 業務の委託、電気利用 に関する相談・技術サ ービス業務の委託
(株)ファミリーネッ ト・ジャパン	東京都渋 谷区	270	インターネット接続 サービス	100.0%	転籍等 4 人	電気の使用状況の情報 提供サービス運用委託
東電パートナーズ (株)	東京都江 東区	100	訪問介護事業、居宅 介護支援事業	100.0%	転籍等 5 人	—
東京臨海リサイク ルパワー(株)	東京都江 東区	100	産業廃棄物処理及び 廃熱を利用した発電	96.6% (1.1%)	転籍等 8 人	産業廃棄物処理の委託
東電物流(株)	東京都大 田区	50	貨物自動車運送事 業、倉庫事業	80.0%	兼 任 1 人 転籍等 3 人	配電用資材の管理・輸 送の委託
リサイクル燃料貯 蔵(株)	青森県む つ市	3,000	使用済燃料の貯蔵・ 管理	80.0%	兼 任 1 人 転籍等 5 人	—
(株)当間高原リゾ ート	新潟県十 日町市	100	宿泊施設等の経営・ 管理	80.0% (0.0%)	兼 任 1 人 転籍等 9 人	施設の利用
パシフィック・エ ルエヌジー・シッ ピング社	バハマ ナッソー	3,755	LNG 船の保有、用 船	70.0%	転籍等 3 人	—
パシフィック・ユ ーラス・シッピン グ社	バハマ ナッソー	3,740	LNG 船の保有、用 船	70.0%	転籍等 3 人	—
シグナス・エルエ ヌジー・シッピン グ社	バハマ ナッソー	4,002	LNG 船の保有、用 船	70.0%	転籍等 3 人	—
東京ティモール・ シー・リソーシズ (米) 社	アメリカ デラウェア 州 ウィルミ ントン	3,900万 米ドル	ガス田開発事業会社 への投資	66.7%	転籍等 4 人	—
トウキョウ・エレ クトリック・パワ ー・カンパニー・ インターナショナル ・パイトン I 社	オランダ アムステ ルダム	3万 ユーロ	インドネシアにおけ る I P P 事業会社へ の投資	100.0% (100.0%)	転籍等 1 人	—
テブコ・ダーウィ ン・エルエヌジー 社	オースト ラリア 西オース トラリア 州 パース	6,248万 豪ドル	LNGプラント事業 会社への投資及びパイ プライン事業	100.0% (100.0%)	転籍等 5 人	—
東京ティモール・ シー・リソーシズ (豪) 社	オースト ラリア 西オース トラリア 州 パース	31,666万 豪ドル	ガス田開発事業	100.0% (100.0%)	転籍等 4 人	—
その他22社						

- (注) 1. 連結子会社は、いずれも特定子会社に該当しない。
2. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数である。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
君津共同火力(株)	千葉県君津市	8,500	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任2人 転籍等3人	発生電力の購入
鹿島共同火力(株)	茨城県鹿嶋市	22,000	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任2人 籍2人	発生電力の購入
相馬共同火力発電(株)	福島県相馬市	112,800	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任1人 転籍等2人	発生電力の購入
常磐共同火力(株)	東京都千代田区	56,000	火力発電による電気の卸供給	49.1%	兼任1人 籍3人	発生電力の購入
(株)関電工*	東京都港区	10,264	配電、送電設備等の電気工事	47.8% (1.2%)	転籍5人	配電、送電設備の電気工事の委託
(株)ユーラスエナジーホールディングス	東京都港区	18,199	国内外の風力・太陽光発電事業への投資	40.0%	転籍等4人	発生電力の購入
(株)東光高岳ホールディングス*	東京都江東区	8,000	電気機械器具製造等の事業を行うグループ会社の経営管理	35.4%	兼任1人 転籍等3人	—
東京都市サービス(株)	東京都中央区	400	熱供給事業	33.4%	転籍等3人	温熱・冷熱の購入、冷暖房・空調設備の保守及び管理の委託
(株)日立システムズパワーサービス	東京都江東区	100	コンピュータのソフトウェアの開発・保守及び運用	33.4%	転籍等3人	ソフトウェア開発・保守の委託、システム運用の委託、その他システム関連業務の委託
(株)アット東京	東京都江東区	13,378	コンピュータ、電気通信設備等の設置場所賃貸及び保守、管理、運営	33.3%	兼任2人 転籍等3人	建物の賃貸
日本原燃(株)	青森県上北郡六ヶ所村	400,000	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物物理設事業	28.6%	兼任1人 籍3人	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株)*	東京都千代田区	120,000	電気の卸供給	28.3% (0.1%)	兼任1人	発生電力の購入
(株)東京エネシス*	東京都中央区	2,881	発電設備等の補修工事	26.3% (0.0%)	兼任1人 籍5人	火力・原子力発電設備の定検工事、水力・変電設備の保守・点検工事
ティームエナジー社	フィリピン マニラ	1,216万 米ドル	フィリピンにおけるIPP事業	50.0% (50.0%)	転籍等3人	—
テプディア・ジェネレーティング社	オランダ アムステルダム	1万8千 ユーロ	タイにおけるIPP事業への投資	50.0% (50.0%)	転籍等1人	—
アイティーエム・インベストメント社	イギリス ガンジー島	1万6千 米ドル	ウム・アル・ナール発電・造水プロジェクトへの投資	35.0% (35.0%)	転籍等2人	—
(株)高岳製作所	東京都中央区	5,906	電気機械器具その他の機械器具の製造、加工、修理及び販売	— [100.0%]	兼任1人 転籍等4人	電気機械器具の購入

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東光電気㈱	東京都千代田区	1,452	電気機械器具その他 機械器具工具計量器 及びその部品の製造 修理並びに販売	— 〔100.0%〕	兼 任 1 人 転籍等 4 人	電気機械器具の購入、 取引用計器の修理及び 失効替工事の委託

(注) 1. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数、 [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数である。

2. * : 有価証券報告書を提出している。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
フュエル&パワー	2,564 [22]
パワーグリッド	15,090 [113]
カスタマーサービス	7,006 [154]
コーポレート	10,029 [49]
その他	11,055 [2,086]
情報通信事業	2,285 [336]
エネルギー・環境事業	7,158 [545]
住環境・生活関連事業	1,606 [1,205]
海外事業	6 [—]
合計	45,744 [2,424]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
34,689	42.5	22.6	6,844,252

セグメントの名称	従業員数（人）
フュエル&パワー	2,564
パワーグリッド	15,090
カスタマーサービス	7,006
コーポレート	10,029
合計	34,689

- (注) 1. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等1,034人は含まない。
 2. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
 3. 55歳から57歳までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 4. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比11.0%増の6兆6,314億円、経常損益は1,014億円の利益（前連結会計年度は経常損失3,269億円）となった。

販売電力量は、昨年3月から4月にかけて気温が前年を上回って推移し暖房需要が減少したことなどから、前連結会計年度比0.9%減の2,667億kWhとなった。

内訳としては、電灯は前連結会計年度比0.7%減の946億kWh、電力は同3.4%減の105億kWh、特定規模需要は同0.8%減の1,616億kWhとなった。

収入面では、一昨年実施した料金改定や燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどから、電気料収入は前連結会計年度比10.1%増の5兆9,197億円となった。

これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前連結会計年度比11.0%増の6兆6,314億円、経常収益は同10.9%増の6兆6,948億円となった。

一方、支出面では、原子力発電が全機停止するなか、為替レートの大幅な円安化の影響などにより燃料費が過去最高水準となったものの、修繕工事の緊急的な繰り延べなど全社を挙げて徹底的なコスト削減に努めたことなどから、経常費用は前連結会計年度比3.6%増の6兆5,934億円となった。

特別利益は、原子力損害賠償支援機構資金交付金1兆6,657億円や固定資産売却益1,111億円、災害損失引当金戻入額320億円を計上したことなどから、1兆8,237億円となった。

一方、特別損失は、原子力損害賠償費1兆3,956億円や福島第一5・6号機廃止損失398億円を計上したことなどから、1兆4,622億円となり、当期純損益は4,386億円の利益（前連結会計年度は当期純損失6,852億円）となった。

また、当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較している。

[フュエル&パワー]

売上高は、前連結会計年度比8.8%増の3兆3,320億円となり、営業利益は370億円（前連結会計年度は841億円の営業損失）となった。

[パワーグリッド]

売上高は、前連結会計年度比4.3%減の1兆6,633億円となり、営業利益は前連結会計年度比9.5%増の2,876億円となった。

[カスタマーサービス]

売上高は、前連結会計年度比11.3%増の6兆4,056億円となり、営業利益は1,517億円（前連結会計年度は1,823億円の営業損失）となった。

[コーポレート]

売上高は、前連結会計年度比0.6%増の5,731億円となり、営業損失は3,245億円（前連結会計年度は2,616億円の営業損失）となった。

[その他]

売上高は、前連結会計年度比14.1%減の4,157億円となり、営業利益は前連結会計年度比5.8%減の375億円となった。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ494億円（3.3%）増加し、1兆5,640億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比144.6%増の6,381億円となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したものの、電気料収入が増加したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比53.9%減の2,932億円となった。これは、固定資産の取得や定期預金の預入による支出が減少したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の支出は、3,017億円（前連結会計年度は6,325億円の収入）となった。これは、前連結会計年度に株式の発行による収入があったことなどによるものである。

2【生産及び販売の状況】

当社は、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、水力発電及び送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「カスタマーサービス」及び原子力発電等を行う「コーポレート」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

(1) 需給実績

種別		平成25年度	前年同期比 (%)
発電 受電 電力量	水力発電電力量 (百万kWh)	11,350	97.5
	火力発電電力量 (百万kWh)	225,588	98.1
	原子力発電電力量 (百万kWh)	0	—
	新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	50	93.3
	他社受電電力量 (百万kWh)	50,845 △4,845	94.3 187.8
	融通電力量 (百万kWh)	15,880 △7,845	180.3 100.3
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△2,660	63.7
	合計 (百万kWh)	288,363	99.5
総合損失電力量 (百万kWh)		21,671	104.8
販売電力量 (百万kWh)		266,692	99.1
出水率 (%)		94.4	—

- (注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電(株)からの受電電力量793百万kWhが含まれている。
2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量(平成24年度365百万kWh、平成25年度362百万kWh)を含んでいる。
5. 平成25年度出水率は、昭和57年度から平成23年度までの30か年平均に対する比である。
なお、平成24年度出水率は、昭和56年度から平成22年度までの30か年平均に対する比であり、91.4%である。

(2) 販売実績

① 契約高

種別		平成26年3月31日現在	前年同期比 (%)
契約口数	電灯	27,027,794	100.7
	電力	2,016,795	98.1
	計	29,044,589	100.6
契約電力 (千kW)	電灯	98,230	101.3
	電力	13,631	97.8
	計	111,860	100.9

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

② 販売電力量

種別		平成25年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)	
特定規模需要 以外の 需要	電 灯	定額電灯	221	103.3
		従量電灯A・B	64,940	98.3
		従量電灯C	12,437	95.9
		その他	16,969	105.9
		計	94,567	99.3
	電 力	低圧電力	8,854	96.8
		その他	1,662	95.2
		計	10,516	96.6
	電灯電力合計		105,082	99.0
	特定規模需要		161,610	99.2
電灯電力・特定規模合計		266,692	99.1	
他社販売		4,435	199.2	
融通		7,840	100.3	

③ 料金収入

種別	平成25年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電灯	2,538,247	108.7
電力	3,381,454	111.2
電灯電力合計	5,919,702	110.1
他社販売	71,127	209.4
融通	133,452	115.3

- (注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

④ 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成25年度		
		販売電力量		
		(百万 kWh)	前年同期比 (%)	
業 工 業	鉱業	164	102.9	
	製 造 業	食料品	5,721	103.0
		繊維工業	327	106.0
		パルプ・紙・紙加工品	2,433	105.4
		化学工業	9,513	105.4
		石油製品・石炭製品	555	108.4
		ゴム製品	577	97.1
		窯業土石	2,306	99.9
		鉄鋼業	8,267	102.4
		非鉄金属	3,528	93.9
		機械器具	15,541	99.1
	その他	9,452	100.3	
	計	58,222	101.2	
	計	58,386	101.2	
そ の 他	鉄道業	5,862	98.7	
	その他	12,226	99.3	
	計	18,088	99.1	
合計		76,474	100.7	

(3) 電気料金

当社は、平成26年4月1日より消費税率が変更になることを踏まえ、平成26年1月14日に経済産業大臣に電気供給約款の変更を届出し、平成26年3月1日から実施した。

主要契約種別の新税率が適用される場合の電気料金は下記のとおりである。

電気料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

		単位	料金単価 (円)		
定額電灯	需要家料金	1 契約 1 か月につき	54.00		
	電灯料金	10Wまで	1 灯 1 か月につき	97.42	
		10W超過 20Wまで	〃	146.23	
		20W 〃 40W 〃	〃	243.86	
		40W 〃 60W 〃	〃	341.50	
		60W 〃 100W 〃	〃	536.76	
		100W 〃 100Wまでごとに	〃	536.76	
	小型機器料金	50V Aまで	1 機器 1 か月につき	233.82	
		50V A超過 100V Aまで	〃	378.00	
		100V A 〃 100V Aまでごとに	〃	378.00	
従量電灯	A	最低料金	1 か月 8 k W h まで	230.86	
		電力量料金	上記超過 1 k W h につき	19.43	
	B	基本料金	10 A	1 契約 1 か月につき	280.80
			15 A	〃	421.20
			20 A	〃	561.60
			30 A	〃	842.40
			40 A	〃	1,123.20
			50 A	〃	1,404.00
			60 A	〃	1,684.80
	電力量料金	最初の120 k W h まで	1 k W h につき	19.43	
		120 k W h 超過 300 k W h まで	〃	25.91	
		300 k W h 超過	〃	29.93	
		最低月額料金	1 契約 1 か月につき	230.86	
	C	基本料金	1 k V A 1 か月につき	280.80	
電力量料金		最初の120 k W h まで	1 k W h につき	19.43	
		120 k W h 超過 300 k W h まで	〃	25.91	
	300 k W h 超過	〃	29.93		

		単位	料金単価 (円)			
公衆街路灯	A	需要家料金	1 契約	1 か月につき	48.60	
		電灯料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	88.13
			10W超過 20Wまで		〃	133.06
			20W 〃 40W 〃		〃	222.91
			40W 〃 60W 〃		〃	312.77
			60W 〃 100W 〃		〃	492.48
	100W 〃 100Wまでごとに		〃	492.48		
	小型機器料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	213.30	
		50V A超過 100V Aまで		〃	341.28	
		100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	341.28	
B	基本料金	1 k V A	1 か月につき	253.80		
	電力量料金	1 k W hにつき		19.60		
	最低月額料金	1 契約	1 か月につき	220.06		
低圧電力	基本料金	1 k W	1 か月につき	1,101.60		
	電力量料金	1 k W hにつき		夏季 16.97 その他季 15.42		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時電灯、臨時電力、農事用電力がある。
2. 料金単価欄の「夏季」とは毎月7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎月10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。
3. 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭などの燃料価格の変動に応じ毎月自動的に料金を調整する燃料費調整制度が導入されている。なお、燃料費調整制度の算定方法は、「(参考)燃料費調整」に記載している。

また、当社は効率的な事業運営に資する料金制度として選択約款を設定しており、平成26年1月14日に経済産業大臣に届出し、平成26年3月1日から実施した。

主要な選択約款の新税率が適用される場合の電気料金は下記のとおりである。

電気料金表（主要な選択約款）

（消費税等相当額を含む料金単価）

			単位	料金単価（円）	
時間帯別電灯 夜間8時間型	基本料金	6 kVAまで	1契約 1か月につき	1,296.00	
		6 kVA超過	1契約につき最初の10kVAまで 1か月につき 10kVAをこえる1kVA 1か月につき	2,160.00 280.80	
	電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	1kWhにつき	23.81
			90kWh超過 230kWhまで	〃	31.75
			230kWh超過	〃	36.68
		夜間時間	〃	12.16	
		5時間通電機器割引額	5時間通電機器の総容量 1kVA 1か月につき	248.40	
		通電制御型夜間蓄熱式機器割引額	通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量 〃	151.20	
		最低月額料金	1契約 1か月につき	323.74	
	時間帯別電灯 夜間10時間型	基本料金	6 KVAまで	1契約 1か月につき	1,296.00
6 kVA超過			1契約につき最初の10kVAまで 1か月につき 10kVAをこえる1kVA 1か月につき	2,160.00 280.80	
電力量料金		昼間時間	最初の80kWhまで	1kWhにつき	25.92
			80kWh超過 200kWhまで	〃	34.56
			200kWh超過	〃	39.92
		夜間時間	〃	12.41	
		8時間通電機器割引額	8時間通電機器の総容量 1kVA 1か月につき	43.20	
		5時間通電機器割引額	5時間通電機器の総容量 〃	291.60	
		通電制御型夜間蓄熱式機器割引額	通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量 〃	194.40	
		最低月額料金	1契約 1か月につき	323.74	

			単位	料金単価 (円)	
季節別時間帯別電灯	基本料金	6 kVA まで	1 契約 1 か月につき	1,296.00	
		6 kVA 超過	1 契約につき最初の10kVAまで 1 か月につき 10kVAをこえる1kVA 1 か月につき	2,160.00 280.80	
	電力量料金	ピーク時間	夏季	1 kWhにつき	38.63
			その他季	〃	31.64
		オフピーク時間	〃	25.92	
	夜間時間		〃	12.16	
	5時間通電機器割引額		5時間通電機器の総容量 1kVA 1 か月につき	248.40	
	通電制御型夜間蓄熱式機器割引額		通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量 〃	151.20	
	全電化住宅割引額		電力量料金 (夏季のピーク時間を除く)	5%割引	
	最低月額料金			1 契約 1 か月につき	323.74
ピーク抑制型季節別時間帯別電灯	基本料金	6 kVA まで	1 契約 1 か月につき	1,296.00	
		6 kVA 超過	1 契約につき最初の10kVAまで 1 か月につき 10kVAをこえる1kVA 1 か月につき	2,160.00 280.80	
	電力量料金	ピーク時間	1 kWhにつき	54.68	
		昼間時間	〃	28.99	
		夜間時間	〃	12.16	
	時間帯別電灯 朝得プラン	基本料金	6 kVA まで	1 契約 1 か月につき	1,296.00
6 kVA 超過			1 契約につき最初の10kVAまで 1 か月につき 10kVAをこえる1kVA 1 か月につき	2,160.00 280.80	
電力量料金		昼間時間 最初の90kWhまで 90kWh超過 230kWhまで 230kWh超過	1 kWhにつき 〃 〃	23.93 31.90 36.85	
		夜間時間	〃	12.19	
時間帯別電灯 夜得プラン	基本料金	6 kVA まで	1 契約 1 か月につき	1,296.00	
		6 kVA 超過	1 契約につき最初の10kVAまで 1 か月につき 10kVAをこえる1kVA 1 か月につき	2,160.00 280.80	
	電力量料金	昼間時間 最初の90kWhまで 90kWh超過 230kWhまで 230kWh超過	1 kWhにつき 〃 〃	24.03 32.03 37.00	
		夜間時間	〃	12.48	

			単位	料金単価 (円)			
時間帯別電灯	基本料金	6 kVAまで		1契約	1か月につき	1,296.00	
		6 kVA超過	1契約につき最初の10kVAまで		1か月につき	2,160.00	
			10kVAをこえる1kVA		1か月につき	280.80	
半日お得プラン	電力量料金	昼間時間	最初の70kWhまで		1kWhにつき	28.38	
			70kWh超過 170kWhまで		〃	37.84	
			170kWh超過		〃	43.71	
		夜間時間		〃	12.59		
曜日別電灯	1型	基本料金	10A		1契約	1か月につき	280.80
			15A			〃	421.20
			20A			〃	561.60
			30A			〃	842.40
			40A			〃	1,123.20
			50A			〃	1,404.00
			60A			〃	1,684.80
	電力量料金	平日	最初の90kWhまで		1kWhにつき	20.97	
			90kWh超過 230kWhまで		〃	27.97	
			230kWh超過		〃	32.30	
		休日		〃	20.69		
	最低月額料金		1契約	1か月につき	230.86		
	2型	基本料金		1kVA	1か月につき	280.80	
		電力量料金	平日	最初の90kWhまで		1kWhにつき	20.97
90kWh超過 230kWhまで				〃	27.97		
230kWh超過				〃	32.30		
休日		〃	20.69				
低圧高負荷契約	基本料金		1kW	1か月につき	1,296.00		
	電力量料金		1kWhにつき	夏季 18.41	その他季 16.74		
深夜電力	A		1契約	1か月につき	1,446.24		
	B	基本料金		1kW	1か月につき	324.00	
		電力量料金		1kWhにつき		12.16	
		通電制御型夜間蓄熱式機器割引額				13%割引	

		単位	料金単価 (円)
第2 深夜電力	基本料金	1 kW 1 か月につき	216.00
	電力量料金	1 kWhにつき	11.19
融雪用電力	基本料金	契約使用期間の最初の3か月まで	1 kW 1 か月につき 2,062.80
		3か月超過	” 491.40
	電力量料金	1 kWhにつき	15.22

- (注) 1. 料金単価欄の「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。
2. 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕における「昼間時間」とは毎日午前7時から午後11時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいう。
3. 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕における「昼間時間」とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいう。
4. 季節別時間帯別電灯における「ピーク時間」とは毎日午前10時から午後5時までの時間をいい、「オフピーク時間」とは毎日午前7時から午前10時までおよび午後5時から午後11時までの時間をいう。また、「夜間時間」とは「ピーク時間」および「オフピーク時間」以外の時間をいう。
5. 季節別時間帯別電灯における全電化住宅割引は、1か月につき2,160円を上限額とする。
6. ピーク抑制型季節別時間帯別電灯における「ピーク時間」とは夏季の午後1時から午後4時までの時間をいい、「昼間時間」とはピーク時間を除く毎日午前7時から午後11時までの時間をいう。また、「夜間時間」とは「ピーク時間」および「昼間時間」以外の時間をいう。
7. 時間帯別電灯〔朝得プラン〕における「昼間時間」とは毎日午前9時から翌日の午前1時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいう。
8. 時間帯別電灯〔夜得プラン〕における「昼間時間」とは毎日午前5時から午後9時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいう。
9. 時間帯別電灯〔半日お得プラン〕における「昼間時間」とは毎日午前9時から午後9時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいう。
10. 曜日別電灯における「休日」とは土曜日および日曜日をいい、「平日」とは「休日」以外の日をいう。
11. 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭などの燃料価格の変動に応じ毎月自動的に料金を調整する燃料費調整制度が導入されている。なお、燃料費調整制度の算定方法は、「（参考）燃料費調整」に記載している。
12. 5時間通電機器割引および第2深夜電力については、平成25年3月31日をもって新規加入を停止している。なお、既にご加入済みのお客さまについては、経過措置として引き続きご利用いただくことができる。

(参考) 燃料費調整

電気供給約款および選択約款における燃料費調整

a. 燃料費調整単価の算定方法

平均燃料価格の範囲	燃料費調整単価の算定方法
44,200円/k1を下回る場合	$(44,200円 - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$
44,200円/k1を上回り、かつ、66,300円/k1以下の場合	$(\text{平均燃料価格} - 44,200円) \times \text{基準単価} / 1,000$
66,300円/k1を上回る場合	$(66,300円 - 44,200円) \times \text{基準単価} / 1,000$

b. 基準単価

	単位	基準単価
従量制	1 kWhにつき	22銭8厘

(注) 定額制供給についても、同様に基準単価がある。

(4) 資材の状況

重油及び原油等の受払状況

種別	平成25年度					
	期首残高	受入量	前年同期比 (%)	払出量	前年同期比 (%)	期末残高
石炭 (t)	635,385	7,733,798	234.5	7,758,251	268.7	610,932
重油 (kl)	569,329	4,902,336	64.9	4,975,756	66.6	495,909
原油 (kl)	783,928	1,626,369	51.2	1,847,274	61.1	563,023
LNG (t)	539,383	23,927,789	101.2	23,778,760	100.3	688,412
LPG (t)	66,558	667,304	46.0	641,877	44.0	91,985

3 【対処すべき課題】

新・総合特別事業計画のもと、当社グループは、社員一人ひとりが「責任と競争」の両立をめざし、一丸となって賠償、福島復興、廃炉の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値の向上に総力をあげて取り組んでいく所存である。また、こうした取り組みを通じて、事故の責任を長期にわたり果たすと同時にその責任を担うに足る経営基盤を確立し、企業活力を最大限発揮できる自律的運営体制へと段階的に移行していくことをめざす。

(1) 福島復興に向けた取り組み

避難を余儀なくされている方々や事業再開を検討されている方々が一刻も早く新しい生活・事業を始めることができるよう、被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、最後のお一人まで賠償を貫徹する。具体的には、ベテラン管理職の福島専任化等により現場対応力を強化するなど迅速かつきめ細やかな賠償を徹底するとともに、未請求者の方々へのご請求の呼びかけを強化する。

また、除染の加速化や生活環境の再生のため、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続するなど、早期のご帰還に向けて人的・技術的資源を集中投入し、国や自治体との連携を加速する。

さらに、産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して福島・国際研究産業都市構想の実現に尽力し、世界最新鋭の石炭火力発電所の建設等に取り組んでいく。

(2) 福島第一原子力発電所の廃炉と原子力安全

廃炉・汚染水対策については、国内外の英知を結集して技術的課題を克服しつつ、国とともに長期にわたる廃炉作業を緊張感を持って安全かつ着実にすすめる。

このため、合理化等により今後10年間で1兆円の追加資金・予算枠を確保するとともに、本年4月に設置した「福島第一廃炉推進カンパニー」のもと、廃炉・汚染水対策に集中して取り組んでいく。平成27年3月までに、約80万トンのタンク容量を確保するとともに多核種除去設備の増強等により貯留汚染水を浄化する。また、昨年開始した4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、本年内の完了をめざす。こうした取り組みに加え、設備の恒久化対策や労働環境の抜本的な改善、長期の廃炉作業を支える人材の計画的な確保も推進する。

さらに、世界トップレベルへの品質・安全の向上をめざし、国内外の専門家・有識者からなる「原子力改革監視委員会」の監督のもと策定した「原子力安全改革プラン」を着実に実施し、改革の加速化及び安全文化の浸透をはかると同時に、柏崎刈羽原子力発電所のより一層の安全性向上対策や運営面での改善に取り組んでいく。

(3) 経営合理化のための方策

経営基盤の強化と競争力向上のため、外部専門家を活用した調達改革等のコスト構造改革や管理会計の導入によるコスト意識の徹底を今後もさらにすすめることなどにより、3年間の累計で1.3兆円のコスト削減を実現する。

こうした合理化をはじめとするさまざまな取り組みにより、社債市場への復帰を可能とする財務指標の改善や格付けの確保に努める。

また、人事改革として、1,000人規模の希望退職の実施により人員削減計画の早期達成をはかる一方、社員が希望と意欲を持って活躍できる人事制度を導入することにより、将来の経営を担う若手を含めた有能な人材の流出を防止し、今後の持続的な責任の貫徹と企業価値の向上をめざしていく。

(4) 持続的な再生に向けた収益基盤作り

電力システム改革がすすめられるなか、福島への「責任」を長期にわたり果たすとともに、厳しい「競争」に勝ち抜いていくためには、当社はもちろん、グループ会社各社が事業分野別にそれぞれの特性に応じた最適な経営戦略を適用し、グループ全体の企業価値を最大化していくことが可能となる企業形態が求められる。このため、当社は、電力システム改革によりライセンス制が導入される平成28年4月を目途にホールディングカンパニー制を導入し、新たなビジネスモデルへの変革を果たす。

具体的には、事業持株会社となるコーポレートが、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償や福島復興、廃炉に責任を持って取り組み、当社グループとして事故の責任を全うする。また、事業子会社となる3カンパニーが事業の特性に応じた以下の事業戦略を実現すると同時に、グループ会社各社が原価構造分析や要員効率化等により生産性を高めつつ、各カンパニーと緊密に連携して外部売上高を拡大することにより、福島復興に向けた原資の創出と企業価値の向上をはかっていく。

① フュエル&パワー・カンパニー

燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において包括的アライアンスを最大限活用し、従来の事業構造を抜本的に見直すことで、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をはかる。これにより、電力・ガス価格を徹底的に低減し、安価な電力等を安定的に提供する。さらに、海外発電事業等を含む国内外の成長可能領域での事業に参画することで、収益基盤を強化する。

② パワーグリッド・カンパニー

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送料金水準を念頭に徹底的なコスト削減に取り組むとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化をはかっていく。また、発電・小売事業者の地域を越えた活発な競争や、多様化する電源を柔軟に受け入れることができる次世代送配電ネットワークの効率的構築・運用に向け、当社エリアを越えた運用の広域化をすすめるほか、平成32年度までに当社エリアすべてに2,700万台のスマートメーターを導入する。

③ カスタマーサービス・カンパニー

お客さまの立場に立って、お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案・提供する。また、将来的には、お客さまの設備を含めた、中長期的なインフラ利用コストを最小化する商品・サービスの提供をすすめていく。具体的には、アライアンスを活用し、全国での電力販売の開始やガス販売の拡大、エネルギーに関するトータルソリューションの提供に取り組むとともに、暮らし・ビジネスに役立つ新サービスやスマートメーターを活用した新しい料金メニューを展開する。

こうした活動を通じて、事業の発展を求める企業や豊かで安心な生活を求めるご家庭の希望の実現に貢献する「みらい型インフラ企業」をめざす。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、平成24年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画（以下「総特」）のもと、賠償の円滑化や廃炉の促進を最優先課題として、様々な経営改革に取り組んできた。

こうしたなか、その後の事業環境の大きな変化と、国との役割分担に関する政府決定（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成25年12月20日原子力災害対策本部決定・閣議決定）」）を踏まえ、総特を全面改訂した新・総合特別事業計画（以下「新・総特」）を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成26年1月に国の認定を受けた。

当社は、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、新・総特の達成に向け全力で取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

福島第一原子力発電所1～4号機では、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、緊急かつ最大の経営課題である大量の汚染水の保管・処理などの安定化維持や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等が行われ、その内容を踏まえた安全性向上策等を実施していくこととなる。これらにより、当社及び当社関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じていくが、この状況が続いた場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(4) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。
また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(8) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(9) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融资時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

(13) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が生じる結果として、当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに当社の株価に影響を及ぼす可能性もある。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

6 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」ならびに「新・総合特別事業計画」のとりまとめを受けて、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」及び「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」に重点化して取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、13,062百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、コーポレートが12,839百万円、その他が223百万円である。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

〔概要〕

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比11.0%増の6兆6,314億円、営業損益は1,913億円の利益（前連結会計年度は営業損失2,219億円）、経常損益は1,014億円の利益（前連結会計年度は経常損失3,269億円）、当期純損益は4,386億円の利益（前連結会計年度は当期純損失6,852億円）となった。

〔売上高〕

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、フュエル&パワーが3兆3,320億円（前連結会計年度比8.8%増）、パワーグリッドが1兆6,633億円（前連結会計年度比4.3%減）、カスタマーサービスが6兆4,056億円（前連結会計年度比11.3%増）、コーポレートが5,731億円（前連結会計年度比0.6%増）、その他が4,157億円（前連結会計年度比14.1%減）となった。

販売電力量は、電灯は前連結会計年度比0.7%減の946億kWh、電力は同3.4%減の105億kWh、特定規模需要は同0.8%減の1,616億kWhとなった。

〔営業損益〕

売上高から営業費用を差し引いた当連結会計年度における各セグメントの営業損益（セグメント間取引消去前）は、フュエル&パワーが370億円の営業利益（前連結会計年度は841億円の営業損失）、パワーグリッドが2,876億円の営業利益（前連結会計年度比9.5%増）、カスタマーサービスが1,517億円の営業利益（前連結会計年度は1,823億円の営業損失）、コーポレートが3,245億円の営業損失（前連結会計年度は2,616億円の営業損失）、その他が375億円の営業利益（前連結会計年度比5.8%減）となった。

〔経常利益〕

当連結会計年度の経常利益は、営業利益が1,913億円、営業外収益が前連結会計年度に比べ18億円増加し634億円となり、営業外費用が前連結会計年度に比べ131億円減少し1,533億円となったことから、1,014億円となった。

〔当期純利益〕

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、原子力損害賠償支援機構資金交付金1兆6,657億円や、固定資産売却益1,111億円、災害損失引当金戻入額320億円を特別利益に計上する一方で、原子力損害賠償費1兆3,956億円や福島第一5・6号機廃止損失398億円を特別損失に計上したことなどから、4,625億円となった。ここから法人税、住民税及び事業税166億円、法人税等調整額30億円、少数株主利益41億円を減算し、当連結会計年度の当期純利益は4,386億円（前連結会計年度は当期純損失6,852億円）となった。なお、1株当たりの当期純利益は273円74銭（前連結会計年度は1株当たりの当期純損失427円64銭）となった。

(2) 流動性及び資金の源泉

[キャッシュ・フローの状況]

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は前連結会計年度末に比べ494億円(3.3%)増加し、1兆5,640億円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比144.6%増の6,381億円の収入となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したものの、電気料収入が増加したことなどによるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比53.9%減の2,932億円の支出となった。これは、固定資産の取得や定期預金の預入による支出が減少したことなどによるものである。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、3,017億円の支出(前連結会計年度は6,325億円の収入)となった。これは、前連結会計年度に株式の発行による収入があったことなどによるものである。

[資産・負債・純資産の状況]

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ1,880億円減少し、14兆8,011億円となった。これは、電気事業固定資産および現金及び預金が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ6,276億円減少し、13兆2,236億円となった。これは、有利子負債および原子力損害賠償引当金が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ4,395億円増加し、1兆5,774億円となった。これは、当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は10.5%と前連結会計年度末に比べ3.0ポイント上昇した。

[財務政策]

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加等により財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が低下したことを受け、総合特別事業計画(平成24年5月に主務大臣より認定。)に基づき、原子力損害賠償支援機構(以下、「機構」)から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対し、追加与信及び借換え等による与信の維持等をお願いし、ご協力をいただいていた。

平成26年1月に主務大臣より認定を受けた新・総合特別事業計画においても、取引金融機関に対し、前回総特での協力要請の通り引き続き与信を維持すること等をお願いし、ご協力をいただいている。

上記の機構による資本増強と金融機関の支援・協力のもとで、社債市場への復帰を可能とする財務指標の改善や格付の確保に努めていく。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

連結ベース及び提出会社の設備投資等の概要については、以下のとおりである。

(1) 概要

設備投資については電気の安定供給維持に必要な最低限な水準まで絞り込む一方、供給力対策として電源の新設等を行った結果、連結ベースの平成25年度の設備投資額は、575,948百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、フュエル&パワーが209,966百万円、パワーグリッドが229,196百万円、カスタマーサービスが19百万円、コーポレートが108,132百万円、その他が34,407百万円（情報通信事業1,734百万円、エネルギー・環境事業28,572百万円、住環境・生活関連事業4,099百万円）となった。

なお、福島第一原子力発電所5・6号機（最大出力1,884,000kW）については、電気事業法第9条に基づく届出を行い、平成26年1月31日付けで廃止となった。

(2) 提出会社の平成25年度の設備投資額

セグメントの名称	項目	設備投資額（百万円）
フュエル&パワー	火力	209,966
パワーグリッド	水力・新エネルギー等	16,109
	火力	167
	送電	84,138
	変電	39,139
	配電	89,591
	業務	11
	附帯	38
	合計	229,196
カスタマーサービス	業務	19
コーポレート	原子力	76,269
	業務	9,062
	原子燃料	22,800
	合計	108,132
総計		547,315

(注) 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2 【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
フェUEL&パワー	(11,144) 191,556	59,457	889,224	△1,845	1,138,393	2,406
パワーグリッド	(243,574) 343,872	154,735	4,892,501	△50,299	5,340,810	14,948
カスタマーサービス	(-) -	-	1,216	-	1,216	7,006
コーポレート	(11,435) 58,696	145,098	524,983	△3,654	725,125	9,966
その他	(9,975) 31,673	87,929	98,983	△48	218,537	11,000
情報通信事業	(-) -	82	1,880	0	1,963	2,285
エネルギー・環境事業	(6,319) 11,518	11,667	92,589	△48	115,726	7,103
住環境・生活関連事業	(3,656) 20,154	76,178	4,514	△0	100,847	1,606
海外事業	(-) -	-	-	-	-	6
計	(276,129) 625,799	447,221	6,406,910	△55,847	7,424,084	45,326

(注) 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者418人を含まない。

(2) 提出会社の設備概況

平成26年3月31日現在

区分	セグメント の名称	設備概要	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）		
			土地	建物	機械装置 その他	計			
水力発電設備	パワーグリッド	発電所数	164か所	(222,068)				1,114	
		最大出力	9,455,950 kW	10,589	13,232	581,778	605,601		
汽力発電設備	フュエル&パワー	発電所数	15か所	(11,144)				2,371	
		最大出力	42,377,000 kW	191,556	59,425	881,529	1,132,511		
原子力発電設備	コーポレート	発電所数	2か所	(9,743)				6,668	
		最大出力	12,612,000 kW	22,855	69,127	503,403	595,387		
内燃力発電設備	フュエル&パワー、 パワーグリッド	発電所数	14か所	(79)				56	
		最大出力	567,520 kW	1,139	1,997	11,431	14,567		
新エネルギー等発電設備	パワーグリッド	発電所数	4か所	(336)				1	
		最大出力	33,300 kW	8,745	69	3,913	12,728		
送電設備	パワーグリッド	架空電線路	亘長	14,705 km	(9,718)	13,669	1,713,006	1,875,621	2,876
			回線延長	28,249 km					
		地中電線路	亘長	6,416 km					
			回線延長	12,073 km					
			支持物数	50,923基					
変電設備	パワーグリッド	変電所数	1,579か所	(10,634)	99,988	493,960	748,914	2,573	
		出力	600,000 kW						
			269,027,100 kVA						
		調相設備容量	53,508,820 kVA						
配電設備	パワーグリッド	架空電線路	亘長	336,020 km	(100)	4,876	2,095,009	2,105,967	6,317
			電線延長	1,012,169 km					
		地中電線路	亘長	19,243 km					
			電線延長	33,553 km					
		支持物数	5,862,651基						
		変圧器個数	2,441,849個						
		変圧器容量	97,247,906 kVA						
業務設備	コーポレート等	本店1か所 支店10か所		(1,245)	72,710	18,627	127,214	12,331	
		電力所3か所		35,876					
附帯事業設備	パワーグリッド、 コーポレート	—		(247)	24,107	3,503	39,693	19	
計	—	—		(265,319)	359,204	6,306,165	7,258,208	34,326	
				592,839					

- (注) 1. 福島第一原子力発電所は、電気事業法第9条に基づき廃止となっているため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
2. 変電設備出力の上段600,000 kWは周波数変換設備の出力である。
3. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
4. 上記のほか借地面積は185,706千㎡である。その主なものは、送電設備用借地176,855千㎡である。
5. 「帳簿価額」には貸付設備1,500百万円及び事業外固定資産1,636百万円を含まない。
6. 「従業員数」には建設工事専従者363人を含まない。
7. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

(3) 提出会社の主要な設備

主要発電設備

水力発電設備

平成26年3月31日現在

発電所名	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
			最大	常時	
鬼怒川	栃木県日光市	利根川	127,000	12,200	610
今市	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
塩原	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	—	1,017
矢木沢	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	240,000	—	42
玉原	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	1,200,000	—	921
神流川	群馬県多野郡上野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,752
葛野川	山梨県大月市	富士川・相模川	800,000	—	1,367
秋元	福島県耶麻郡猪苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
安曇	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
水殿	長野県松本市	信濃川	245,000	—	890
新高瀬川	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
中津川第一	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	126,000	13,900	343
信濃川	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	169,000	88,400	457

汽力発電設備

平成26年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
大井	東京都品川区	1,050,000	188
品川	東京都品川区	1,140,000	104
横須賀	神奈川県横須賀市	2,100,000	826
川崎	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	279
横浜	神奈川県横浜市鶴見区	3,325,000	444
南横浜	神奈川県横浜市磯子区	1,150,000	167
東扇島	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	501
千葉	千葉県千葉市中央区	3,882,000	1,009
五井	千葉県市原市	1,886,000	403
姉崎	千葉県市原市	3,600,000	931
袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市	3,600,000	1,267
富津	千葉県富津市	5,040,000	1,161
鹿島	茨城県神栖市	5,204,000	996
常陸那珂	茨城県那珂郡東海村	2,000,000	1,406
広野	福島県双葉郡広野町	4,400,000	1,317

原子力発電設備

平成26年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
福島第一	福島県双葉郡大熊町	—	3,968
福島第二	福島県双葉郡楡葉町	4,400,000	1,545
柏崎刈羽	新潟県柏崎市	8,212,000	4,226

(注) 福島第一原子力発電所は電気事業法第9条に基づき廃止となっている。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

主要送電設備

平成26年3月31日現在

線路名	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
西群馬幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
南新潟幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
南いわき幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
福島幹線	架空	500	181.64
福島東幹線	架空	500	171.35
新豊洲線	地中	500	39.50
葛南世田谷線	地中	275	32.50
千葉葛南線	地中	275	30.38

主要変電設備

平成26年3月31日現在

変電所名	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
新野田	千葉県野田市	500	8,020,000	288
新坂戸	埼玉県坂戸市	500	6,900,000	65
新京葉	千葉県船橋市	500	6,750,000	373
房総	千葉県市原市	500	6,690,000	239
新富士	静岡県駿東郡小山町	500	6,650,000	324

主要業務設備

平成26年3月31日現在

事業所名	所在地	土地面積 (千㎡)
本店	東京都千代田区 他	345
支店等	東京都新宿区 他	899

3【設備の新設、除却等の計画】

連結ベース及び提出会社の設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

原子力発電所の稼働について、確たる見通しが立てられないことから、連結ベース及び提出会社の平成26年度の設備投資計画は、未定としている。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 提出会社の平成26年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
葛野川	1,600	平成4/11 平成9/8	平成11/12、12/6、36年度以降、26/6
神流川	2,820	平成9/2	平成17/12、24/6、36年度以降

火力

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
川崎2号系列	1,920	平成21/7 (1軸)、25/3 (2、3軸)	平成25/2、28/7、29/7
千葉3号系列	1,500	平成24/1	平成26/4、26/6、26/7
鹿島7号系列	1,248	平成24/3	平成26/5、26/7、26/6
横浜7号系列 (増出力)	+108	平成26/7	平成28/8、27/8、29/8、29/2
横浜8号系列 (増出力)	+108	平成26/7	平成29/6、30/2、28/2、28/6
五井1号系列	2,130	平成36年度以降	平成36年度以降

原子力

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
東通1、2号	各1,385	平成23/1、未定	未定

送電

件名	電圧 (kV)	亘長 (km)	着工	運転開始
西上武幹線新設	500	110.4	平成18/1	平成26/6
川崎豊洲線新設	275	22.2	平成21/8	平成24/5、27/6、28/3

変電

件名	電圧 (kV)	出力 (千kVA)	着工	運転開始
大井ふ頭 (仮称) 変電所新設	275	900	平成26/8	平成29/3
新佐原変電所 変圧器増設	500	1,500	平成27/1	平成28/5
港北変電所 変圧器増設	275	450	平成27/5	平成29/3
代官山変電所新設	275	600	平成36年度以降	平成36年度以降

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000（注）

（注） 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成26年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成26年6月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株
A種優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 （注1、2、3）
B種優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 （注1、2、3）
計	3,547,017,531	同左	—	—

（注1） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式（以下「本優先株式」という。）には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下本（注1）においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① (i) 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目的が果たされたと機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

- ① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

- ② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

- ③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

A種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.25%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ \text{－ 当社が保有する普} \\ \text{通株式の数} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する} \times \text{1株当たり} \\ \text{普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ \text{－ 当社が保有する普通株式の数} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

$B種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5\%$

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価の数}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

イ. A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第90期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第90期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月19日 (注) 1	227,630	1,580,497	201,111	877,545	201,111	220,125
平成22年11月1日 (注) 2	26,520	1,607,017	23,430	900,975	23,430	243,555
平成24年7月31日 (注) 3	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 1. 一般募集

発行価格 1,843円

発行価額（払込金額）1,767円、総額402,222百万円

資本組入額 883.50円、総額201,111百万円

2. 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価額（払込金額）1,767円、総額46,860百万円

資本組入額 883.50円、総額23,430百万円

割当先 野村証券株

3. 第三者割当

A種優先株式 発行価格（払込金額）200円、総額320,000百万円

資本組入額 100円、総額160,000百万円

割当先 原子力損害賠償支援機構

B種優先株式 発行価格（払込金額）2,000円、総額680,000百万円

資本組入額 1,000円、総額340,000百万円

割当先 原子力損害賠償支援機構

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	31	90	75	3,149	567	436	613,676	618,024	—
所有株式数（単元）	434,007	3,119,528	491,277	587,959	3,266,924	7,705	8,096,491	16,003,891	6,628,431
所有株式数の割合（%）	2.71	19.49	3.07	3.68	20.41	0.05	50.59	100.00	—

（注）1. 自己株式3,038,299株は、「個人その他」に30,382単元、「単元未満株式の状況」に99株含まれている。

なお、自己株式3,038,299株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,037,229株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数10株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	34,000,000	—	—	—	34,000,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成26年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.69
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	47,517	1.34
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	36,261	1.02
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	23,791	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,154	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,685	0.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,663	0.50
計	—	2,210,078	62.31

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成26年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.10
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	475,173	1.49
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	362,612	1.14
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	237,911	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	221,547	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	176,854	0.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	176,635	0.55
計	—	18,700,779	58.56

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,037,200	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,719,300		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,632,600	15,936,326	—
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,628,431	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,936,326	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,037,200	—	3,037,200	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
計	—	6,756,500	—	6,756,500	0.19

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	59,796	31,182,402
当期間における取得自己株式	7,566	2,973,067

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	2,734	1,429,393	778	304,900
保有自己株式数	3,037,229	—	3,044,017	—

(注) 1. 当期間における「その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)」には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式」には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の極めて厳しい経営環境及び収支状況に鑑み、現在は配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じ改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、料金改定や燃料費調整制度の影響に伴う電気料収入の増などにより、売上高が増加したことに加え、徹底した費用削減に努めた結果、経常利益を確保するとともに、原子力損害賠償に係る特別損益の影響などにより、当期純利益となった。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	2,540	2,499	643	258	841
最低(円)	2,085	461	148	120	249

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	621	572	554	519	498	472
最低(円)	481	506	464	451	414	355

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

5 【役員の状況】

(1) 取締役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	指名委員会委員長 監査委員会委員 報酬委員会委員	敷土 文夫	昭和16年3月3日生	昭和39年4月 川崎製鉄株式会社（現ジェイエフイー スチール株式会社）入社 平成17年4月 ジェイエフイー ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成22年4月 ジェイエフイー ホールディングス株式会社取締役 平成22年6月 ジェイエフイー ホールディングス株式会社相談役（現） 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 平成24年6月 当社取締役 平成26年4月 当社取締役会長（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	指名委員会委員	廣瀬 直己	昭和28年2月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年3月 当社常務取締役福島原子力被災者支援対策本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 平成24年9月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長 平成25年5月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長兼新成長タスクフォース長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役社長経営改革本部長兼原子力改革特別タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長兼新成長タスクフォース長 平成26年1月 当社取締役、代表執行役社長経営改革本部長兼原子力改革特別タスクフォース長兼新成長タスクフォース長 平成26年6月 当社取締役、代表執行役社長経営企画本部長兼原子力改革特別タスクフォース長兼新成長タスクフォース長（現）	(注) 2	普通株式 17,479

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		佐野 敏弘	昭和27年9月10日生	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社火力部長 平成21年6月 当社執行役員火力部長 平成23年6月 当社常務取締役技術開発本部長 平成24年6月 当社常務執行役 平成25年4月 当社常務執行役フュエル&パワー・カンパニー・プレジデント 平成26年6月 当社取締役、代表執行役副社長フュエル&パワー・カンパニー・プレジデント（現）	(注) 2	普通株式 7,847
取締役		姉川 尚史	昭和32年4月11日生	昭和58年4月 当社入社 平成16年10月 当社技術開発研究所電動推進グループマネージャー 平成23年7月 当社原子力設備管理部部長代理兼技術開発研究所 平成23年12月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所 平成24年9月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所兼原子力改革特別タスクフォース事務局長 平成25年6月 当社常務執行役原子力改革特別タスクフォース事務局長兼原子力・立地本部副本部長 平成26年6月 当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長（現）	(注) 2	普通株式 4,488
取締役	指名委員会委員	嶋田 隆	昭和35年3月20日生	昭和57年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成21年2月 財務大臣、金融担当大臣秘書官 平成21年9月 経済産業省経済産業研修所長 平成22年7月 経済産業省通商政策局通商機構部長 平成23年1月 経済財政政策担当大臣政務秘書官 平成23年9月 原子力損害賠償支援機構理事兼事務局長 平成24年6月 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長（現） 平成24年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼経営改革本部事務局長（共同） 平成26年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼経営企画本部担当（共同）（現）	(注) 2	普通株式 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	監査委員会委員長	内藤 義博	昭和25年7月22日生	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長福島原子力被災者支援対策本部長 平成25年1月 当社取締役、代表執行役副社長福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 平成25年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 24,372
取締役	指名委員会委員	小林 喜光	昭和21年11月18日生	昭和49年12月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社）入社 平成19年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長（現） 平成19年4月 三菱化学株式会社代表取締役社長 平成21年4月 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長（現） 平成24年4月 三菱化学株式会社取締役会長（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 16,897
取締役	報酬委員会委員	藤森 義明	昭和26年7月3日生	昭和50年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 昭和61年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現日本GE株式会社。以下同じ）入社 平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント 平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役会長兼社長兼CEO 平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役会長 平成23年6月 株式会社住生活グループ（現株式会社LIXILグループ。以下同じ）取締役 平成23年6月 株式会社LIXIL取締役 平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO（現） 平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 16,797

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	監査委員会委員	須藤 正彦	昭和17年12月27日生	昭和45年4月 弁護士 平成10年8月 日本ベリサイン株式会社（現 合同会社シマンテック・ウェブ サイトセキュリティ）社外 監査役 平成20年7月 株式会社足利ホールディング ス社外取締役 平成21年12月 最高裁判所判事 平成25年1月 弁護士（現） 平成26年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	報酬委員会委員長	國井 秀子	昭和22年12月13日生	昭和57年5月 株式会社リコー入社 平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員 平成20年4月 株式会社リコーグループ執行 役員 平成20年4月 リコーソフトウェア株式会社 （現リコーITソリューションズ株式会 社）取締役会長 平成21年4月 株式会社リコー理事 平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネ ジメント研究科教授（現） 平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐（現） 平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推 進室長（現） 平成26年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	指名委員会委員	増田 寛也	昭和26年12月20日生	昭和52年4月 建設省（現国土交通省。以下 同じ）入省 平成6年7月 建設省建設経済局建設業課紛 争調整官 平成7年4月 岩手県知事 平成19年8月 総務大臣 平成21年4月 東京大学公共政策大学院客員 教授（現） 平成25年10月 原子力損害賠償支援機構運営 委員 平成26年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 0
計						87,880

- (注) 1. 取締役 数土 文夫、同 小林 喜光、同 藤森 義明、同 須藤 正彦、同 國井 秀子及び同 増田 寛也は、社外取締役である。
2. 平成26年6月26日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 社長	経営企画本部長兼 原子力改革特別タ スクフォース長兼 新成長タスクフォ ース長	廣瀬 直己	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 17,479
代表執行役 副社長	技監	山口 博	昭和26年2月15日生	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副 本部長 平成19年6月 当社常務取締役電力流通本部 副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社 長電力流通本部長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役副社 長技術開発本部長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役副社 長 平成26年6月 当社代表執行役副社長技監 (現)	(注) 1	普通株式 24,302
代表執行役 副社長	福島復興本社代表 兼福島本部長兼原 子力・立地本部副 本部長	石崎 芳行	昭和28年8月8日生	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員原子力・立地本 部福島第二原子力発電所長 平成22年6月 当社執行役員原子力・立地本 部副本部長兼立地地域部長 平成23年6月 当社執行役員福島原子力被災 者支援対策本部副本部長兼原 子力・立地本部副本部長兼立 地地域部長 平成24年6月 当社常務執行役福島原子力被災 者支援対策本部副本部長兼 原子力・立地本部副本部長 平成24年11月 当社代表執行役副社長福島原 子力被災者支援対策本部副 本部長兼福島復興本社設立準備 担当兼原子力・立地本部副 本部長 平成25年1月 当社代表執行役副社長福島復 興本社代表兼福島本部長兼原 子力・立地本部副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 21,116
代表執行役 副社長	フュエル&パワ ー・カンパニー・ プレジデント	佐野 敏弘	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 7,847

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	パワーグリッド・カンパニー・プレジデント	武部 俊郎	昭和31年9月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社工務部長 平成21年6月 当社執行役員工務部長 平成22年6月 当社執行役員栃木支店長 平成24年6月 当社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長 平成25年4月 当社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント(現)	(注)1	普通株式 15,229
常務執行役	原子力・立地本部副本部長兼新潟総支社設立準備担当	増田 祐治	昭和32年3月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成19年6月 当社総務部長 平成21年6月 当社執行役員総務部長 平成22年6月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役 平成25年1月 当社常務執行役福島本部副本部長 平成25年6月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 平成26年6月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長兼新潟総支社設立準備担当(現)	(注)1	普通株式 8,863
常務執行役	カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント	山崎 剛	昭和31年5月10日生	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社事業開発部東電タウンランニング株式会社出向 平成22年6月 当社事業開発部ハウスプラス住宅保証株式会社出向 平成22年12月 当社グループ事業推進部ハウスプラス住宅保証株式会社出向 平成23年6月 当社グループ事業部ハウスプラス住宅保証株式会社出向 平成25年4月 当社常務執行役カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント(現)	(注)1	普通株式 3,475
常務執行役		住吉 克之	昭和31年11月2日生	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社経理部部長代理 平成21年6月 当社経理部長 平成24年6月 当社執行役員経理部長 平成25年6月 当社常務執行役(現)	(注)1	普通株式 5,068
常務執行役	原子力改革特別タスクフォース長代理兼原子力・立地本部長	姉川 尚史	(1) 取締役に記載している	同左	(注)1	普通株式 4,488

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	経営企画本部担当 (共同)	壹岐 素巳	昭和33年2月6日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 当社企画部総括調整グループ マネージャー 平成21年6月 当社企画部総括調整グループ マネージャー兼企画グループ マネージャー兼労務人事部 平成21年7月 当社企画部総括調整グループ マネージャー 平成23年10月 当社グループ事業部長 平成25年6月 当社常務執行役グループ事業 担当 平成26年6月 当社常務執行役経営企画本部 担当 (共同) (現)	(注) 1	普通株式 3,440
常務執行役	福島第一廃炉推進 カンパニー・プレ ジデント兼廃炉・ 汚染水対策最高責 任者	増田 尚宏	昭和33年3月12日生	昭和57年4月 当社入社 平成20年7月 当社原子力・立地業務部 平成22年6月 当社原子力・立地本部福島第 二原子力発電所長 平成25年1月 当社原子力・立地本部福島第 二原子力発電所長兼福島本部 平成25年5月 当社特命役員原子力安全監視 室副室長 平成26年4月 当社常務執行役福島第一廃炉 推進カンパニー・プレジデン ト兼廃炉・汚染水対策最高責 任者 (現)	(注) 1	普通株式 9,518
常務執行役	グループ事業担当	大河原正太郎	昭和33年10月5日生	昭和57年4月 当社入社 平成19年7月 当社神奈川支店横浜支社長 平成22年7月 当社燃料部部長代理 平成23年3月 当社広報部部長代理 平成24年6月 当社秘書部長 平成26年6月 当社常務執行役グループ事業 担当 (現)	(注) 1	普通株式 5,794
常務執行役	福島本部副本部長 兼原子力・立地本 部副本部長	木村 公一	昭和34年10月17日生	昭和57年4月 当社入社 平成19年7月 当社総務部部長代理兼総務部 (首都圏担当) 兼総務部 (環 境担当) 平成22年7月 当社神奈川支店横浜支社長 平成25年6月 当社福島本部副本部長 平成26年6月 当社常務執行役福島本部副本 部長兼原子力・立地本部副本 部長 (現)	(注) 1	普通株式 2,512

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	新成長タスクフォ ース事務局長兼次 世代サービス担当	青柳 光広	昭和35年 1月30日生	昭和58年 4月 当社入社 平成19年 7月 当社沼津支店伊豆支社長 平成22年 6月 当社事業開発部東電タウン プランニング株式会社出向 平成22年12月 当社グループ事業推進部東電 タウンプランニング株式会社 出向 平成23年 6月 当社グループ事業部東電タウ ンプランニング株式会社出向 平成26年 6月 当社常務執行役新成長タスク フォース事務局長兼次世代サ ービス担当 (現)	(注) 1	普通株式 548
執行役	会長補佐兼経営企 画本部担当 (共 同)	嶋田 隆	(1) 取締役役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 0
計						129,679

(注) 1. 平成26年 6月26日から 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。

原 英雄	パワーグリッド・カンパニー・バ イスプレジデント	横村 忠幸	原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力 発電所長
久玉 敏郎	海外事業総括	伊藤 眞一	原子力・立地本部 立地地域部長兼 福島本部
石田 昌幸	フュエル&パワー・カンパニー・ バイスプレジデント	村田 千春	カスタマーサービス・カンパニ ー・バイスプレジデント
中村 直	フュエル&パワー・カンパニー・ バイスプレジデント兼燃料部長	山本 竜太郎	パワーグリッド・カンパニー・バ イスプレジデント
可児 行夫	フュエル&パワー・カンパニー・ バイスプレジデント兼 P E ウィー トストーン社出向	佐藤 梨江子	カスタマーサービス・カンパニ ー・バイスプレジデント
見學 信一郎	ソーシャル・コミュニケーション 室副室長兼経営企画本部事務局	林 孝之	福島本部 副本部長兼復興推進室長
高橋 毅	原子力・立地本部 安全品質担当	小野 明	福島第一 廃炉推進カンパニー・バ イスプレジデント兼福島第一原子 力発電所長兼福島本部
太田 雄彦	原子力・立地本部 副本部長兼経営 企画本部事務局兼原子力改革特別 タスクフォース事務局兼ソシヤ ル・コミュニケーション室	榎本 知佐	ソーシャル・コミュニケーション 室長
鈴木 成光	福島第一 廃炉推進カンパニー・バ イスプレジデント	高山 拓治	福島第一 廃炉推進カンパニー・バ イスプレジデント
有馬 博	福島第一 廃炉推進カンパニー・バ イスプレジデント	松本 純	福島第一 廃炉推進カンパニー・バ イスプレジデント兼プロジェクト 計画部長
河合 雅彦	福島第一 廃炉推進カンパニー・バ イスプレジデント	大倉 誠	福島本部 復興調整部長
塩川 和幸	パワーグリッド・カンパニー・バ イスプレジデント	文挾 誠一	経営企画本部 事務局長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に努めている。

当社は、平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社へ移行しており、この経営体制のもと、経営の客観性・透明性のより一層の向上に努めている。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役員等

社外出身者を中心とする取締役会は、社外取締役6名を含む11名（男性10名、女性1名）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、委員会設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。

社内出身者を中心とする執行役（男性15名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される執行役員会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役員会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役員等の人事に関する事項についても審議している。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、社外取締役のうち1名は、弁護士であることに加え、他企業の社外監査役としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

監査委員会は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本店及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

また、監査委員会を補助するため監査特命役員を置くとともに、監査委員会業務室を設置し、必要な人員（人員11名）を配置している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
高橋 秀法	新日本有限責任監査法人
白羽 龍三	新日本有限責任監査法人
春日 淳志	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士11名、その他5名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、経営の客観性・透明性をより一層向上させ、的確な意思決定・業務執行を実現していくことを目的に、平成24年6月より委員会設置会社に移行している。

② 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成18年4月制定、平成26年6月改定）をもとに、「内部統制委員会」が中心となって、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、同委員会のもとで、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、取締役会の職務を補佐する専任の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する執行役の職務執行の評価、必要に応じた助言、取締役会への報告を行うことで、取締役会による原子力安全に関わるリスク管理を強化している。

内部監査については、品質・安全監査部（人員59名）が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、執行役会等に報告され、所要の改善措置がとられている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

③ 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的に行うことにより相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

④ 社外取締役

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、数土文夫、小林喜光、藤森義明、須藤正彦、國井秀子及び増田寛也の6名である。

増田寛也氏は、当社の主要株主である原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）の運営委員であった者であり、当社は、同機構から原子力損害賠償支援機構法第41条第1項に基づく資金援助を受けている。しかしながら、同氏は、下記のとおり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられる。

- ・機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、平成23年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。
- ・当社は、機構から、資金援助を受けているが、独立性に関する判断要素としての取引とは、売上高や仕入高に影響を与えるような取引であって当事者が互いの裁量の下で行うものと考えられるところ、機構からの資金援助は原子力損害賠償支援機構法に基づくものであり上記のような取引には該当しないと考えられること。

増田氏以外の社外取締役5名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社では、社外取締役の独立性に関する基準又は方針は定めていないが、社外取締役6名はいずれも、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

ハ. 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役6名との間で、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

ニ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役2名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、上記③に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

⑤ 役員報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	
取締役	35	35	6
執行役	198	198	17

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 上記のうち、社外取締役4名に対する報酬等の総額は20百万円である。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社取締役の主な職務は、当社経営の業務執行の監督であることから、取締役報酬については、社内外の優秀な人材を確保すること、監督機能を有効に機能させることを取締役報酬の決定の基本方針とする。

当社執行役の職務は、当社経営及び担当する部門の責任者として、総合特別事業計画を着実に実行することにより、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成し、「新しい東電」の実現に向けた改革を進めていくことにあることから、これらを実行しうる優秀な人材を確保すること、業務執行に対するインセンティブを有効に機能させることを執行役報酬の決定の基本方針とする。

なお、当該方針については、今後の経営環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直していくこととする。

(a) 取締役報酬

- ・常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。
- ・株主価値への連動の観点から、総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ、今後、報酬委員会において株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。
- ・執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しない。

(b) 執行役報酬

- ・役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。
- ・総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ、今後、報酬委員会において業績連動報酬や株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。

(c) 支給水準

- ・当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

なお、当社は、平成17年6月28日に取締役及び監査役に対する慰労金制度を廃止している。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

135銘柄 17,853百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AOCホールディングス(株)	6,839,920	2,393	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	1,860	当社事業の円滑な遂行

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
富士石油(株)	6,839,920	1,839	当事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	1,719	当事業の円滑な遂行

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑧ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

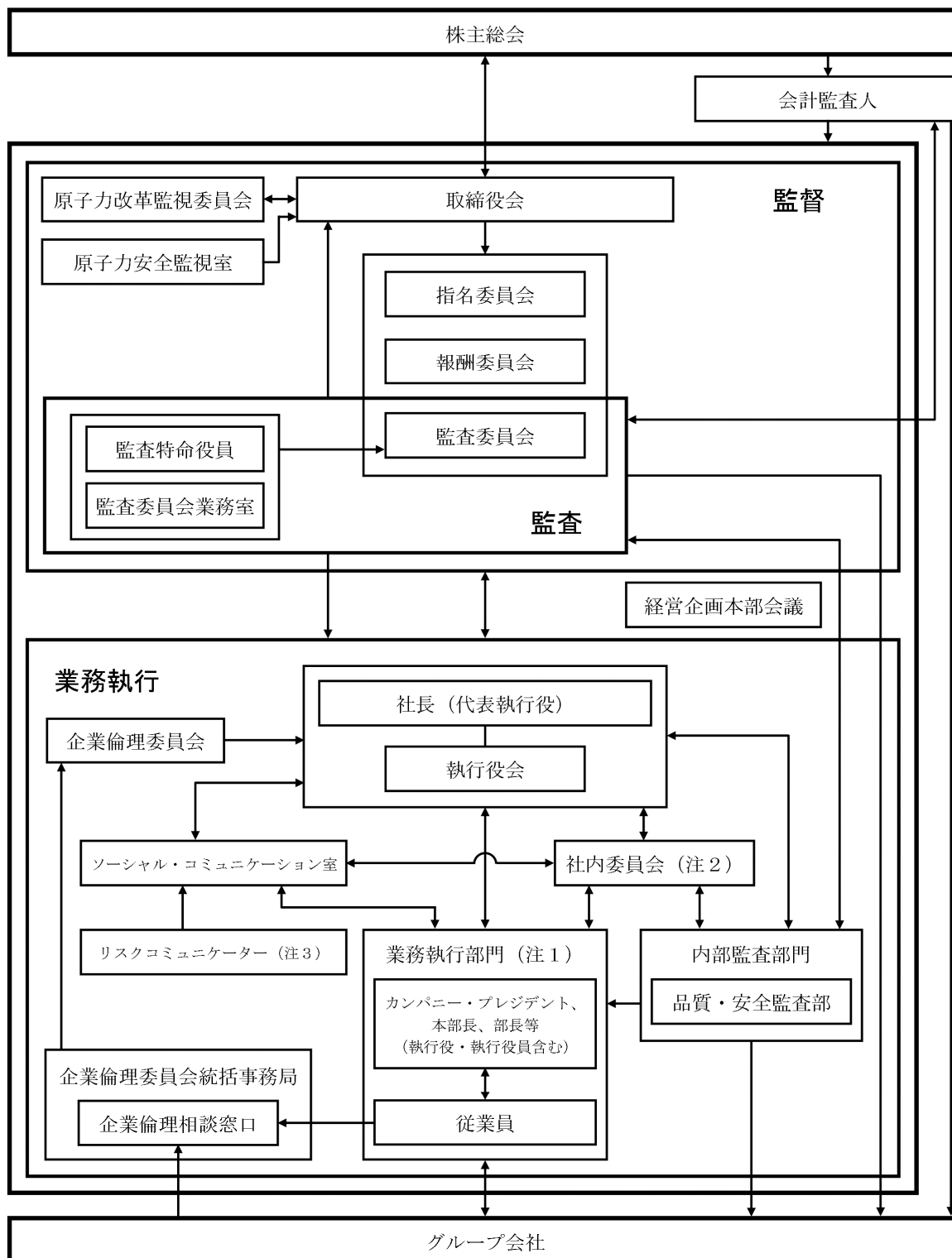
⑩ 種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。



(注1) 本店（カンパニー各部・コーポレート各部・本部等）、店所（支店、火力事業所、電力所等）、第一線機関
 (注2) 防災対策委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会 等
 (注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成26年6月26日改定）＞
当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役、執行役員及び従業員から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画本部会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整える等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役及び執行役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画本部会議を設置する。経営企画本部会議は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。

(7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、取締役会の職務を補佐する専任の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する執行役の職務執行の評価、必要に応じた助言と取締役会への報告を行う体制を整備することで、取締役会による原子力安全に関わるリスク管理を強化する。

また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、執行役会、経営企画本部会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。

(2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

(3) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。

(2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。

(3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。

(4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。

(2) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

(3) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	152	4	151	19
連結子会社	64	3	72	2
計	216	7	224	22

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は35百万円である。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は41百万円である。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に関する証明書発行業務などである。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ITに係る全般統制のコンサルティング業務などである。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に準拠して作成している。

(2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※2 12,248,110	※1, ※2 12,133,241
電気事業固定資産	7,320,361	7,164,270
水力発電設備	631,071	604,267
汽力発電設備	846,988	1,130,834
原子力発電設備	745,537	592,008
送電設備	1,946,158	1,868,381
変電設備	764,362	744,958
配電設備	2,099,594	2,068,258
業務設備	134,362	126,948
その他の電気事業固定資産	152,287	28,615
その他の固定資産	※4 288,123	※4 259,823
固定資産仮勘定	994,481	912,978
建設仮勘定及び除却仮勘定	994,481	912,978
核燃料	807,303	785,254
装荷核燃料	141,809	123,395
加工中等核燃料	665,494	661,858
投資その他の資産	2,837,839	3,010,914
長期投資	※4 151,598	※4 145,547
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,016,916
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	1,101,844
退職給付に係る資産	—	80,203
その他	※5 724,195	※5 667,789
貸倒引当金(貸方)	△580	△1,386
流動資産	2,741,020	2,667,865
現金及び預金	※4 1,754,977	※4 1,655,074
受取手形及び売掛金	475,752	528,273
たな卸資産	※3, ※4 227,672	※3, ※4 239,770
その他	※4 286,097	※4 249,519
貸倒引当金(貸方)	△3,480	△4,772
合計	14,989,130	14,801,106

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,804,252	11,279,641
社債	※4,※7 3,768,108	※4,※7 3,801,462
長期借入金	※4,※7 3,024,908	※4,※7 2,880,890
退職給付引当金	424,198	—
使用済燃料再処理等引当金	1,108,592	1,054,480
使用済燃料再処理等準備引当金	60,799	67,945
災害損失引当金	702,000	596,145
原子力損害賠償引当金	1,765,716	1,563,639
退職給付に係る負債	—	449,098
資産除去債務	826,577	714,261
その他	123,350	151,717
流動負債	2,042,284	1,938,876
1年以内に期限到来の固定負債	※4,※7 1,127,182	※4 952,402
短期借入金	11,240	10,418
支払手形及び買掛金	334,998	357,185
未払税金	87,748	89,105
その他	481,115	529,765
特別法上の引当金	4,780	5,180
原子力発電工事償却準備引当金	4,780	5,180
負債合計	13,851,317	13,223,698
株主資本	1,163,467	1,602,124
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,621	743,616
利益剰余金	△972,773	△534,085
自己株式	△8,356	△8,381
その他の包括利益累計額	△46,762	△52,003
その他有価証券評価差額金	2,452	2,995
繰延ヘッジ損益	△18,261	△13,356
土地再評価差額金	※8 △3,254	※8 △3,295
為替換算調整勘定	△27,699	1,448
退職給付に係る調整累計額	—	△39,795
少数株主持分	21,107	27,287
純資産合計	1,137,812	1,577,408
合計	14,989,130	14,801,106

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
営業収益	5,976,239	6,631,422
電気事業営業収益	5,660,091	6,315,568
その他事業営業収益	316,147	315,853
営業費用	※1,※2,※3 6,198,227	※1,※2,※3 6,440,042
電気事業営業費用	5,914,996	6,154,808
その他事業営業費用	283,231	285,234
営業利益又は営業損失(△)	△221,988	191,379
営業外収益	61,574	63,424
受取配当金	5,554	9,836
受取利息	18,574	18,156
持分法による投資利益	12,662	17,321
その他	24,782	18,109
営業外費用	166,541	153,385
支払利息	120,041	113,369
その他	46,500	40,015
当期経常収益合計	6,037,813	6,694,846
当期経常費用合計	6,364,768	6,593,428
当期経常利益又は当期経常損失(△)	△326,955	101,418
過水準備金引当又は取崩し	△9,865	—
過水準備金引当金取崩し(貸方)	△9,865	—
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,093	399
原子力発電工事償却準備金引当	1,093	399
特別利益	913,972	1,823,779
原子力損害賠償支援機構資金交付金	※4 696,808	※4 1,665,765
固定資産売却益	※5 115,210	※5 111,149
有価証券売却益	3,671	747
関係会社株式売却益	24,649	14,077
退職給付制度改定益	※2 73,633	—
災害損失引当金戻入額	—	32,039
特別損失	1,248,811	1,462,243
災害特別損失	※2,※6 40,231	※2,※6 26,749
原子力損害賠償費	※2,※4 1,161,970	※2,※4 1,395,643
核燃料加工契約変更損失	※7 15,582	—
減損損失	※8 12,115	—
固定資産売却損	※9 18,911	—
福島第一5・6号機廃止損失	—	※10 39,849
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△653,022	462,555
法人税、住民税及び事業税	26,309	16,694
法人税等調整額	2,371	3,062
法人税等合計	28,681	19,756
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△681,703	442,798
少数株主利益	3,589	4,151
当期純利益又は当期純損失(△)	△685,292	438,647

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△681,703	442,798
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,520	△585
繰延ヘッジ損益	40	92
為替換算調整勘定	9,083	20,346
持分法適用会社に対する持分相当額	8,537	17,378
その他の包括利益合計	※1 16,141	※1 37,232
包括利益	△665,561	480,031
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△670,479	473,242
少数株主に係る包括利益	4,917	6,788

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	900,975	243,631	△287,497	△8,372	848,736
当期変動額					
新株の発行	500,000	500,000	—	—	1,000,000
当期純損失（△）	—	—	△685,292	—	△685,292
自己株式の取得	—	—	—	△5	△5
自己株式の処分	—	△9	—	9	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	16	—	16
その他	—	—	—	11	11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	500,000	499,990	△685,275	16	314,730
当期末残高	1,400,975	743,621	△972,773	△8,356	1,163,467

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,288	△16,794	△3,236	△42,816	△61,558	25,299	812,476
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	1,000,000
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	—	△685,292
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△5
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	16
その他	—	—	—	—	—	—	11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,164	△1,467	△18	15,117	14,795	△4,191	10,604
当期変動額合計	1,164	△1,467	△18	15,117	14,795	△4,191	325,335
当期末残高	2,452	△18,261	△3,254	△27,699	△46,762	21,107	1,137,812

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,621	△972,773	△8,356	1,163,467
当期変動額					
当期純利益	—	—	438,647	—	438,647
自己株式の取得	—	—	—	△31	△31
自己株式の処分	—	△5	—	6	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	40	—	40
その他	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△5	438,687	△24	438,657
当期末残高	1,400,975	743,616	△534,085	△8,381	1,602,124

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,452	△18,261	△3,254	△27,699	—	△46,762	21,107	1,137,812
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	438,647
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△31
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	40
その他	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	542	4,905	△40	29,147	△39,795	△5,241	6,179	938
当期変動額合計	542	4,905	△40	29,147	△39,795	△5,241	6,179	439,596
当期末残高	2,995	△13,356	△3,295	1,448	△39,795	△52,003	27,287	1,577,408

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△653,022	462,555
減価償却費	621,080	647,397
核燃料加工契約変更損失	15,582	—
減損損失	12,115	—
原子力発電施設解体費	7,103	4,892
固定資産除却損	25,025	27,177
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△7,275	—
使用済燃料再処理等引当金の増減額(△は減少)	△54,185	△54,112
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額(△は減少)	2,338	2,431
災害損失引当金の増減額(△は減少)	28,500	7,995
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	28,384
受取利息及び受取配当金	△24,129	△27,992
支払利息	120,041	113,369
持分法による投資損益(△は益)	△12,662	△17,321
原子力損害賠償支援機構資金交付金	△696,808	△1,665,765
原子力損害賠償費	1,161,970	1,395,643
固定資産売却益	△115,210	△111,149
固定資産売却損	18,911	—
有価証券売却益	△3,671	△747
関係会社株式売却益	△24,649	△14,077
災害損失引当金戻入額	—	△32,039
福島第一5・6号機廃止損失	—	39,849
使用済燃料再処理等積立金の増減額(△は増加)	55,150	53,930
売上債権の増減額(△は増加)	△46,083	△52,299
仕入債務の増減額(△は減少)	33,136	37,941
その他	△27,205	106,870
小計	436,054	952,934
利息及び配当金の受取額	25,980	29,454
利息の支払額	△122,381	△114,750
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△162,952	△86,804
原子力損害賠償支援機構資金交付金の受取額	1,567,700	1,455,700
原子力損害賠償金の支払額	△1,476,381	△1,571,409
法人税等の支払額	△7,123	△27,002
営業活動によるキャッシュ・フロー	260,895	638,122

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△656,861	△600,190
固定資産の売却による収入	160,801	124,569
工事負担金等受入による収入	5,801	5,430
投融資による支出	△100,292	△95,933
投融資の回収による収入	114,525	96,483
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 41,468	13,690
定期預金の預入による支出	△656,626	△125,556
定期預金の払戻による収入	452,393	283,580
その他	※2 2,091	4,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	△636,698	△293,216
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	728,346	479,730
社債の償還による支出	△750,210	△635,784
長期借入れによる収入	265,550	344,465
長期借入金の返済による支出	△175,889	△485,160
短期借入れによる収入	767,792	19,846
短期借入金の返済による支出	△1,198,532	△20,896
株式の発行による収入	997,449	—
その他	△1,923	△3,933
財務活動によるキャッシュ・フロー	632,583	△301,732
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,906	6,309
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	260,687	49,482
現金及び現金同等物の期首残高	1,253,877	1,514,564
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,514,564	※1 1,564,047

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 51社 (前連結会計年度は59社)

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 18社 (前連結会計年度は17社)

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)他である。

(株)日立システムズパワーサービスについては、(株)テプコシステムズの会社分割により設立され、同日中に株式を一部売却されたことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社(日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・リインシュランス社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ(米)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ(豪)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンII社、シピー・ジーピー社、キャピタル・インドネシア・パワーI・シーブイの11社(前連結会計年度は12社)であり、いずれも12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資(その他有価証券)

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度(平成17年度)以降取得の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数(36年)とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.5%（前連結会計年度は1.6%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（153,385百万円（前連結会計年度は134,850百万円））については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ハ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ニ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	26,384百万円	24,410百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	675,616	571,735
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	482,879	439,964
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,837	5,031
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	173,659	120,681
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	9,798	4,527
e その他	4,440	1,530
計	702,000	596,145

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ホ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ヘ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- b ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部
- c ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- d ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令。以下「解体引当金省令」という）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定

額法による費用計上方法に変更した。なお、この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区別することが困難なため、遡及適用は行わない。

これに伴い、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は、それぞれ17,056百万円減少し、税金等調整前当期純利益は、9,376百万円増加している。また、当連結会計年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ113,003百万円及び122,380百万円減少している。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が80,203百万円、退職給付に係る負債が449,098百万円計上されている。また、その他の包括利益累計額が39,795百万円減少している。

なお、1株当たり純資産額は24円83銭減少している。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものである。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法に関する改正について、平成26年4月1日以降開始する連結会計年度の期首から適用している。ただし、当該項目以外は適用済である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中である。

(会計上の見積りの変更)

福島第一原子力発電所5・6号機の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失については、これまで新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上していたが、当該号機の廃止の決定に伴い個々の工事内容等に基づく見積りに変更のうえ計上している。この変更に伴う影響について、災害損失引当金戻入額32,039百万円を特別利益に計上している。

(追加情報)

- ・原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令。以下「改正省令」という)が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産(以下これらを合わせて「廃止措置資産」という)を含めて整理することとなった。なお、この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

これに伴い、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は、17,024百万円減少(減価償却費は17,024百万円増加)し、税金等調整前当期純利益は、122,494百万円増加(特別損失は139,519百万円減少、減価償却費は17,024百万円増加)している。

なお、当連結会計年度末の原子力発電設備に含まれる廃止措置資産の残高は、122,494百万円である。

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	375,711百万円	380,539百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	22,255,125百万円	22,616,559百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
商品及び製品	5,003百万円	3,521百万円
仕掛品	9,271	11,645
原材料及び貯蔵品	213,397	224,603

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	4,473,643百万円	4,317,862百万円
うち内債	4,244,205	4,222,702
外債	159,438	25,160
金融商品に関する会計基準における 経過措置を適用した債務履行引受契 約により債務の履行を委任した社債	70,000	70,000
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返 済すべき金額を含む。)	611,269	761,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

(3) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
固定資産		
その他の固定資産	20,808百万円	18,438百万円
投資その他の資産		
長期投資	—	376
流動資産		
現金及び預金	10,393	11,358
たな卸資産	405	405
計	31,606	30,577

上記のうち、その他の固定資産4,928百万円（前連結会計年度4,441百万円）は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
固定負債		
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む。）	17,640百万円	13,870百万円

上記のうち292百万円（前連結会計年度336百万円）は、工場財団抵当に係るものである。

(4) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	57,310百万円	61,150百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

5. 関連会社に対する資産

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
株式	531,155百万円	556,734百万円

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃(株)	198,825百万円	165,310百万円
原燃輸送(株)	23	—
ティームエナジー社	6,459	6,939
エスケージェット・ユー社	928	914
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	564	617
ニ メコン・エナジー社のベトナム電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	67	82
ホ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,410	1,543
ヘ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,015	1,111
ト ティーエムエナジー・オーストラリア社のティーエヌパワー社及びタロング・エナジー社（現スタンウェル社）との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	16,919	—
チ トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,376	1,506
リ アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	628	687
ヌ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	225,462	212,375
計	463,278	400,685

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

当連結会計年度（平成26年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成25年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

7. 財務制限条項

前連結会計年度（平成25年3月31日）

当社の社債（676,411百万円）、長期借入金（21,764百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（199,994百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

当社の社債（1,156,202百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度（平成25年3月31日）及び当連結会計年度（平成26年3月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後6,154,808百万円、相殺消去額△14,052百万円（前連結会計年度は相殺消去後5,914,996百万円、相殺消去額△14,732百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、346,992百万円（前連結会計年度357,000百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
給料手当	91,054百万円	88,221百万円
退職給与金	26,879	43,122
賃借料	40,371	35,079
委託費	75,941	81,406

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
退職給付引当金	△46,591百万円	－百万円
使用済燃料再処理等引当金	49,392	46,890
使用済燃料再処理等準備引当金	2,338	7,145
災害損失引当金	40,352	26,942
原子力損害賠償引当金	1,161,970	1,395,643

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	20,642百万円	13,062百万円

4. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額5,202,544百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,082,544百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,395,643百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見直し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、平成24年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

5. 固定資産売却益の内容

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
土地	112,352百万円	106,224百万円
その他	2,858	4,925
計	115,210	111,149

6. 災害特別損失の内容

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

7. 核燃料加工契約変更損失の内容

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

MOX燃料（ウランと使用済燃料から取り出したプルトニウムを混ぜ合わせた燃料）の加工契約について、同契約に基づき加工途中の状態で保管していたMOX燃料の解体を決定し、同契約の一部解約を含む契約変更を実施したことに伴う損失を計上している。

8. 減損損失の内容

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

イ 資産のグルーピングの方法

① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し、代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。

② 電気事業以外の事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。

③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	機械装置等	福島県双葉郡大熊町ほか	2,424百万円
売却予定資産	土地・建物等	東京都中央区ほか	7,367
遊休資産その他	建設仮勘定等	福島県双葉郡双葉町ほか	2,322

ハ 減損損失の認識に至った経緯

主に売却予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額12,115百万円を減損損失として特別損失に計上している。

ニ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は主として正味売却価額を使用しており、正味売却価額については売却見込額等により評価している。

9. 固定資産売却損の内容

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
土地	4,518百万円	－百万円
建物	13,476	－
その他	917	－
計	18,911	－

10. 福島第一5・6号機廃止損失の内容

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

平成25年12月18日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所5・6号機の廃止について決定した。これに伴い、発電設備の損失額等を当連結会計年度において特別損失に計上している。

なお、主な内訳は、以下のとおりである。

発電設備の損失	19,686百万円
核燃料の損失及び処理費用	20,083百万円

また、上記に含まれる減損損失の内訳は以下のとおりである。

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

ロ 附帯事業に使用している固定資産は、原則として事業ごと、地点ごとに1つの資産グループとしている。

ハ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産ごととしている。

なお、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産（以下これらを合わせて「廃止措置資産」という）を含めて整理することとなった。廃止措置資産については、運転終了後の廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供されるとして、引き続き電気事業に使用している固定資産のグルーピングに含める。

(2) 減損損失を認識した資産または資産グループ

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
福島第一原子力発電所 (廃止措置資産を除く)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	建物 構築物 機械装置	19,686

固定資産の種類ごとの内訳

建物	3百万円
構築物	0百万円
機械装置	19,682百万円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

福島第一原子力発電所5・6号機の廃止の決定に伴い、廃止措置資産以外の固定資産については、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として福島第一5・6号機廃止損失に含めて計上している。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△1,204百万円	△574百万円
組替調整額	△417	1
税効果調整前	△1,622	△572
税効果額	102	△12
その他有価証券評価差額金	△1,520	△585
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△82	△54
組替調整額	123	147
税効果調整前	40	92
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	40	92
為替換算調整勘定：		
当期発生額	9,083	21,067
組替調整額	—	△720
税効果調整前	9,083	20,346
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	9,083	20,346
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	4,290	12,558
組替調整額	4,247	4,820
持分法適用会社に対する持分相当額	8,537	17,378
その他の包括利益合計	16,141	37,232

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	—	1,600,000	—	1,600,000
B種優先株式	—	340,000	—	340,000
合計	1,607,017	1,940,000	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,533	34	29	4,538
合計	4,533	34	29	4,538

- (注) 1. A種優先株式の発行済株式総数の増加1,600,000千株は、第三者割当による新株の発行である。
2. B種優先株式の発行済株式総数の増加340,000千株は、第三者割当による新株の発行である。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加34千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少29千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式（当社株式）の当社帰属分の変動等である。

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,538	60	2	4,596
合計	4,538	60	2	4,596

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加60千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少2千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
現金及び預金勘定	1,754,977百万円	1,655,074百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△240,413	△91,026
現金及び現金同等物	1,514,564	1,564,047

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

株式の売却により(株)アット東京他9社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入（純額）は次のとおりである。

固定資産	83,556百万円
流動資産	20,206
固定負債	△28,694
流動負債	△24,298
少数株主持分	△6,718
株式売却後の当社持分	△14,941
株式売却損益	22,513
株式の売却価額	51,623
売却連結子会社の現金及び現金同等物	△10,699
差引：売却による収入	40,923
（うち売却による収入）	(41,468)
（うち売却による支出）	(△544)

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	3,934	2,098
1年超	4,274	2,404
合計	8,209	4,502

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	506	446
1年超	843	622
合計	1,350	1,068

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

未収原子力損害賠償支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額1,101,844百万円)は、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、外貨建社債の為替変動リスクのヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（注2）参照。）

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	4,486	4,486	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,070,846	—
(3) 現金及び預金	1,754,977	1,754,977	—
(4) 受取手形及び売掛金	475,752	475,752	—
(5) 社債（※3）	(4,403,863)	(4,233,216)	170,647
(6) 長期借入金（※3）	(3,509,715)	(3,436,504)	73,210
(7) 短期借入金	(11,240)	(11,240)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(334,998)	(334,998)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(287)	(287)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	3,758	3,758	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,016,916	1,016,916	—
(3) 現金及び預金	1,655,074	1,655,074	—
(4) 受取手形及び売掛金	528,273	528,273	—
(5) 社債（※3）	(4,247,862)	(4,138,627)	109,234
(6) 長期借入金（※3）	(3,371,440)	(3,306,233)	65,206
(7) 短期借入金	(10,418)	(10,418)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(357,185)	(357,185)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(195)	(195)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	27,350	30,287
その他	9,252	10,898
合計	36,603	41,185

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	85	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金 (※1)	100,541	—	—	—
現金及び預金 (※2)	1,754,977	—	—	—
受取手形及び売掛金	475,752	—	—	—
合計	2,331,271	—	85	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額 (970,305百万円) については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	84	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金 (※1)	100,760	—	—	—
現金及び預金 (※2)	1,655,074	—	—	—
受取手形及び売掛金	528,273	—	—	—
合計	2,284,108	84	—	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額 (916,155百万円) については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	635,754	446,400	438,100	366,997	1,298,311	1,218,300
長期借入金	484,806	489,576	319,858	429,548	228,991	1,556,932
短期借入金	11,240	—	—	—	—	—
合計	1,131,801	935,976	757,958	796,546	1,527,302	2,775,232

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	446,400	438,100	566,954	1,299,811	730,097	766,500
長期借入金	490,549	320,575	729,765	229,151	411,614	1,189,782
短期借入金	10,418	—	—	—	—	—
合計	947,367	758,675	1,296,719	1,528,962	1,141,711	1,956,282

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	78	72	6
債券			
国債・地方債等	85	79	5
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	164	152	12
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	4,254	5,881	△1,626
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	67	72	△4
小計	4,322	5,954	△1,631
合計	4,486	6,106	△1,619

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	114	72	42
債券			
国債・地方債等	84	79	4
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	198	152	46
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	3,559	5,881	△2,321
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	3,559	5,881	△2,321
合計	3,758	6,033	△2,275

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,436	3,671	100
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	48	0	23
合計	5,484	3,671	124

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,914	747	139
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	69	—	1
合計	1,983	747	141

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取ユーロ 支払円・受取スイスフ ラン	社債	134,270	—	(※)	—
			25,050	25,050		
合計			159,320	25,050	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取スイスフ ラン	社債	25,050	25,050	(※)	—
合計			25,050	25,050	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方 法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,383	4,881	△287	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	45,712	44,316	(※)	—
合計			51,096	49,198	△287	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方 法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,942	2,707	△195	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	43,831	42,670	(※)	—
合計			49,774	45,377	△195	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△858,902百万円
ロ. 年金資産（注2）	547,528
ハ. 退職給付引当金	424,198
ニ. 前払年金費用	△94,239
差引（イ+ロ+ハ+ニ）	18,584

（差引分内訳）

ホ. 未認識数理計算上の差異等（注3）	18,584
---------------------	--------

（注）1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載している。

3. 未認識過去勤務債務（債務の減額）（402百万円）を含んでいる。

3. 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用（注1, 2）	29,494百万円
ロ. 利息費用	19,518
ハ. 期待運用収益	△13,980
ニ. 数理計算上の差異等の費用処理額	△6,997
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△73,836
ヘ. その他（注3）	10,454
ト. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	△35,346

（注）1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除している。

3. 確定拠出年金への掛金拠出等である。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

ロ. 割引率

主として2.0%

ハ. 期待運用収益率

主として2.5%

ニ. 数理計算上の差異の処理年数

主として発生した年度より3年間で定額法により処理を行っている。

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	858,902百万円
勤務費用	27,774
利息費用	16,566
数理計算上の差異の発生額	98,848
過去勤務費用の発生額	△1,723
退職給付の支払額	△53,851
その他(注2)	△14,832
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>931,683</u>

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 確定拠出年金制度への移行に伴う減少等である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	547,528百万円
期待運用収益	13,309
数理計算上の差異の発生額	27,335
事業主からの拠出額	7,955
退職給付の支払額	△24,720
その他(注2)	△8,619
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>562,788</u>

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分及び簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 確定拠出年金制度への移行に伴う減少等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	485,119百万円
年金資産	△562,788
	<u>△77,669</u>
非積立型制度の退職給付債務	446,564
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>368,894</u>
退職給付に係る負債	449,098
退職給付に係る資産	△80,203
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>368,894</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1, 2)	26,981百万円
利息費用	16,566
期待運用収益	△13,309
数理計算上の差異の費用処理額	14,160
過去勤務費用の費用処理額	△1,845
その他(注3)	6,889
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>49,442</u>

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した科目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

未認識過去勤務費用	201百万円
未認識数理計算上の差異	△38,811
合計	△38,609

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

生保一般勘定	44%
株式	30
債券	23
その他	3
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 主として1.0%

長期期待運用収益率 主として2.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、4,357百万円である。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	566,274百万円	481,288百万円
繰越欠損金	177,009	185,266
災害損失引当金	216,185	183,604
退職給付引当金	132,845	—
退職給付に係る負債	—	133,524
資産除去債務	158,846	124,101
減価償却費損金算入限度超過額	102,965	107,866
その他	221,096	239,309
繰延税金資産 小計	1,575,223	1,454,960
評価性引当額	△1,177,443	△1,056,623
繰延税金資産 合計	397,779	398,336
繰延税金負債		
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	△297,229	△339,147
その他	△92,266	△55,581
繰延税金負債 合計	△389,496	△394,729
繰延税金資産 純額	8,283	3,607

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
固定資産		
—投資その他の資産—その他	13,455百万円	10,418百万円
流動資産—その他	2,251	735
固定負債—その他	△7,379	△7,459
流動負債—その他	△43	△86

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純損失を計上しているため記載していない。	33.3%
評価性引当額増減		△28.2
受取配当金等の益金不算入項目		△2.4
その他		1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		4.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当連結会計年度(平成26年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年3月31日 法律第10号)が公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.3%から30.8%になる。この税率変更による連結財務諸表への影響は軽微である。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電施設解体費の総見積額を原子力の発電実績に応じて費用計上する方法から、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更している。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
期首残高	803,421百万円	827,061百万円
期中変動額	23,639	△112,626
期末残高	827,061	714,434

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の執行役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。あわせて、新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のきめ細かなコスト・収益管理を徹底していくとともに、社員一人ひとりのコスト意識の向上、行動の変革につなげていく。

したがって、当社では「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、水力発電による電力の販売、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[カスタマーサービス]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[コーポレート]

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	フュエル &パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	計				
売上高									
外部顧客への売上高	31,034	79,814	5,550,492	108,120	5,769,462	206,776	5,976,239	—	5,976,239
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,032,622	1,659,010	203,676	461,362	5,356,671	277,355	5,634,026	△5,634,026	—
計	3,063,657	1,738,824	5,754,169	569,483	11,126,133	484,132	11,610,266	△5,634,026	5,976,239
セグメント利益又は損失(△)	△84,116	262,636	△182,347	△261,686	△265,513	39,831	△225,682	3,693	△221,988
セグメント資産	1,543,751	6,008,505	443,901	6,623,614	14,619,772	782,139	15,401,912	△412,782	14,989,130
その他の項目									
減価償却費	117,992	386,472	755	92,976	598,196	29,181	627,377	△6,297	621,080
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注4)	259,595	266,568	—	124,122	650,287	31,072	681,360	△6,349	675,011

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額3,693百万円には、セグメント間取引消去3,691百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△412,782百万円には、セグメント間取引消去△412,236百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△6,297百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△6,349百万円は、セグメント間取引消去である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分により作り直している。

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	計				
売上高									
外部顧客への売上高	30,310	89,806	6,196,075	133,704	6,449,896	181,525	6,631,422	—	6,631,422
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,301,772	1,573,516	209,572	439,409	5,524,271	234,210	5,758,481	△5,758,481	—
計	3,332,082	1,663,323	6,405,647	573,114	11,974,167	415,736	12,389,904	△5,758,481	6,631,422
セグメント利益又は損失(△)	37,037	287,691	151,772	△324,517	151,984	37,515	189,499	1,879	191,379
セグメント資産	1,603,215	5,847,970	476,537	6,428,251	14,355,974	818,374	15,174,349	△373,242	14,801,106
その他の項目									
減価償却費	171,532	371,385	526	86,391	629,836	23,335	653,171	△5,774	647,397
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注4)	209,966	229,196	19	108,132	547,315	34,407	581,722	△5,773	575,948

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,879百万円には、セグメント間取引消去1,877百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△373,242百万円には、セグメント間取引消去△372,494百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△5,774百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△5,773百万円は、セグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえ、電気の安定供給に必要な不可欠なもの以外の事業について大幅に縮小・再編することとなったことから、「電気事業」を報告セグメントとして、それ以外の事業セグメントについては、その他として一括して記載してきた。

その後当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。今回導入された社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。

これに伴い、当連結会計年度より、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとしたものである。

また、事業セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の算定方法を変更しており、セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

(原子力発電施設解体費の計上方法の変更)

会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用の計上方法を変更している。

これに伴い、従来の方と比べて、当連結会計年度の「コーポレート」のセグメント損失が17,056百万円増加している。また、当連結会計年度末の「コーポレート」のセグメント資産が113,003百万円減少している。

【関連情報】

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	1,580	－	2,018	8,515	－	12,115

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	－	19,686	－	－	19,686

（注） 連結損益計算書上、「福島第一5・6号機廃止損失」に計上されている。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力 損害賠償 支援機構	東京都 港区 虎ノ門	14,000	原子力損害 賠償支援機 構法の規定 による負担 金の収納、 資金援助、 相談及びこ れらに附帯 する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償支 援機構法に基づく 資金援助の受入れ 及び負担金の納付	原子力損害賠償 支援機構を引受 け先とする優先 株式の発行	1,000,000	—	—
							交付資金の受入 れ	1,114,500	未収原子 力損害賠 償支援機 構資金交 付金	891,779

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償支援機構との取引は、原子力損害賠償支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力 損害賠償 支援機構	東京都 港区 虎ノ門	14,000	原子力損害 賠償支援機 構法の規定 による負担 金の収納、 資金援助、 相談及びこ れらに附帯 する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償支 援機構法に基づく 資金援助の受入れ 及び負担金の納付	交付資金の受入 れ	1,455,700	未収原子 力損害賠 償支援機 構資金交 付金	1,101,844

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償支援機構との取引は、原子力損害賠償支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本原燃 株	青森県 上北郡 六ヶ所 村	400,000	ウラン濃縮 事業、再処 理事業、廃 棄物管理事 業、廃棄物 埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使 用済燃料の再処 理、高レベル放射 性廃棄物の一時保 管及び低レベル放 射性廃棄物の埋設 の委託 (役員の兼任等) 兼任1人、 転籍5人	債務保証(注)	208,422	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃株に対する債務保証は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本原燃 (株)	青森県 上北郡 六ヶ所 村	400,000	ウラン濃縮 事業、再処 理事業、廃 棄物管理事 業、廃棄物 埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使 用済燃料の再処 理、高レベル放射 性廃棄物の一時保 管及び低レベル放 射性廃棄物の埋設 の委託 (役員の兼任等) 兼任1人、 転籍3人	債務保証（注）	174,907	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）日本原燃(株)に対する債務保証は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
1株当たり純資産額	72円83銭	343円31銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△427円64銭	273円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(注) 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式は存在するものの、1株 当たり当期純損失であるため 記載していない。	88円87銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,137,812	1,577,408
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,021,107	1,027,287
(うち優先株式の払込額(百万円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち少数株主持分(百万円))	(21,107)	(27,287)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	116,704	550,121
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	1,602,478	1,602,421

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△685,292	438,647
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△)(百万円)	△685,292	438,647
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,480	1,602,451

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	3,333,333
(うちA種優先株式(千株))	(—)	(1,066,666)
(うちB種優先株式(千株))	(—)	(2,266,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	A種優先株式 (発行済株式数 1,600,000千株) B種優先株式 (発行済株式数 340,000千株)	—

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
東京電力	普通社債 (内債)	平成6. 2. 28～ 平成26. 1. 31	(501,294) 4,244,205	(446,400) 4,222,702	0.643～ 5.05	一般担保	平成25. 4. 25～ 平成52. 5. 28	
東京電力	普通社債 (外債)	平成16. 3. 24～ 平成22. 3. 24	(134,240) 159,438 301,770 千スイス・フラン 999,782 千ユーロ	25,160 301,318 千スイス・フラン — 千ユーロ	2.125～ 4.50	一般担保	平成26. 3. 24～ 平成29. 3. 24	
東電不動産	普通社債 (内債)	平成16. 3. 31	(220) 220	—	1.29～1.32	無担保	平成25. 9. 25～ 平成26. 3. 26	
合計	—	—	(635,754) 4,403,863	(446,400) 4,247,862	—	—	—	

- (注) 1. ()内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
 2. 東京電力 普通社債(外債)については、償却原価法に基づいて算定された金額である。
 3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
446,400	438,100	566,954	1,299,811	730,097

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,024,908	2,880,890	1.002	平成27. 4. 6～ 平成42. 9. 6
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	12,939	18,663	—	平成27. 4. 3～ 平成42. 1. 31
1年以内に返済予定の長期借入金	484,806	490,549	0.686	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,129	4,571	—	—
短期借入金	11,240	10,418	1.099	—
その他有利子負債				
長期割賦未払金(1年超返済予定)	—	199	—	平成27. 4. 30～ 平成35. 10. 31
割賦未払金(1年以内返済予定)	—	23	—	—
合計	3,538,024	3,405,316	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
 2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
 3. その他有利子負債については、割賦未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
 4. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	320,575	729,765	229,151	411,614
リース債務	4,227	3,363	3,154	2,713
その他有利子負債	23	23	23	23

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	599,388	8,288	—	607,676
特定原子力発電施設 (その他)	223,657	—	122,413	101,244
その他	4,015	2,032	533	5,513

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,437,757	3,216,126	4,800,196	6,631,422
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	443,034	629,401	786,635	462,555
四半期(当期)純利益(百万円)	437,932	616,195	772,898	438,647
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	273.29	384.53	482.32	273.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	273.29	111.24	97.79	△208.59

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1,※6 12,099,663	※1,※6 11,979,610
電気事業固定資産	7,379,570	7,220,015
水力発電設備	632,833	605,601
汽力発電設備	848,663	1,132,511
原子力発電設備	749,169	595,387
内燃力発電設備	136,539	14,567
新エネルギー等発電設備	13,434	12,728
送電設備	1,954,231	1,875,621
変電設備	768,482	748,914
配電設備	2,139,063	2,105,967
業務設備	134,657	127,214
貸付設備	2,495	1,500
附帯事業固定資産	44,335	39,693
事業外固定資産	4,547	1,636
固定資産仮勘定	953,304	851,162
建設仮勘定	950,248	850,331
除却仮勘定	3,056	830
核燃料	807,639	785,606
装荷核燃料	141,957	123,541
加工中等核燃料	665,681	662,065
投資その他の資産	2,910,265	3,081,496
長期投資	117,711	104,649
関係会社長期投資	643,527	651,444
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,016,916
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	1,101,844
長期前払費用	186,851	114,591
前払年金費用	—	93,400
貸倒引当金(貸方)	△450	△1,349
流動資産	2,520,109	2,390,232
現金及び預金	1,583,620	1,444,343
売掛金	455,160	499,044
諸未収入金	50,696	35,121
貯蔵品	210,351	221,779
前払金	1,170	1,960
前払費用	2,591	1,290
関係会社短期債権	21,663	13,665
雑流動資産	※2 198,203	※2 177,419
貸倒引当金(貸方)	△3,348	△4,391
合計	14,619,772	14,369,843

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,694,707	11,163,068
社債	※2,※7 3,768,108	※2,※7 3,801,462
長期借入金	※2,※7 2,980,428	※2,※7 2,846,951
長期未払債務	16,692	14,546
リース債務	488	841
関係会社長期債務	15,329	23,847
退職給付引当金	388,355	396,212
使用済燃料再処理等引当金	1,108,592	1,054,480
使用済燃料再処理等準備引当金	60,799	67,945
災害損失引当金	700,827	594,977
原子力損害賠償引当金	1,765,716	1,563,639
資産除去債務	823,046	708,921
雑固定負債	66,319	89,241
流動負債	2,088,536	1,971,582
1年以内に期限到来の固定負債	※2,※3,※7 1,114,117	※2,※3 937,842
短期借入金	9,500	8,450
買掛金	319,800	336,673
未払金	132,420	127,470
未払費用	201,890	264,629
未払税金	※4 68,999	※4 80,035
預り金	5,616	3,023
関係会社短期債務	208,033	178,764
諸前受金	18,073	17,012
雑流動負債	10,084	17,680
特別法上の引当金	4,780	5,180
原子力発電工事償却準備引当金	4,780	5,180
負債合計	13,788,023	13,139,830
株主資本	833,413	1,232,289
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,621	743,616
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	65	60
利益剰余金	△1,303,618	△904,713
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△1,472,727	△1,073,821
海外投資等損失準備金	397	359
特定災害防止準備金	94	94
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△2,549,219	△2,150,276
自己株式	△7,565	△7,589
評価・換算差額等	△1,664	△2,276
その他有価証券評価差額金	△1,664	△2,276
純資産合計	831,749	1,230,012
合計	14,619,772	14,369,843

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当事業年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
営業収益	5,769,462	6,449,896
電気事業営業収益	5,660,091	6,315,568
電灯料	2,335,119	2,538,247
電力料	3,040,363	3,381,454
地帯間販売電力料	115,730	133,452
他社販売電力料	33,961	71,127
託送収益	48,734	61,108
事業者間精算収益	291	242
再エネ特措法交付金	26,205	74,577
電気事業雑収益	57,421	54,426
貸付設備収益	2,263	932
附帯事業営業収益	109,370	134,327
エネルギー設備サービス事業営業収益	2,435	2,403
不動産賃貸事業営業収益	7,384	6,601
ガス供給事業営業収益	94,127	120,752
その他附帯事業営業収益	5,423	4,570
営業費用	6,034,976	6,297,912
電気事業営業費用	5,929,729	6,168,860
水力発電費	79,470	72,623
汽力発電費	2,988,367	3,201,783
原子力発電費	429,682	469,946
内燃力発電費	87,160	31,617
新エネルギー等発電費	1,376	1,185
地帯間購入電力料	168,761	223,578
他社購入電力料	696,576	721,827
送電費	329,155	302,372
変電費	142,467	143,432
配電費	449,826	396,823
販売費	139,460	132,757
貸付設備費	1,030	748
一般管理費	217,539	214,234
再エネ特措法納付金	32,269	82,203
電源開発促進税	105,511	105,766
事業税	61,947	68,652
電力費振替勘定（貸方）	△875	△694
附帯事業営業費用	105,247	129,051
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,729	1,732
不動産賃貸事業営業費用	4,073	3,588
ガス供給事業営業費用	95,036	120,382
その他附帯事業営業費用	4,407	3,348
営業利益又は営業損失（△）	△265,513	151,984

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当事業年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
営業外収益	※1 49,052	※1 40,149
財務収益	31,877	26,933
受取配当金	14,185	9,663
受取利息	17,692	17,269
事業外収益	17,174	13,215
雑収益	17,174	13,215
営業外費用	161,212	148,900
財務費用	122,153	113,119
支払利息	119,445	113,058
株式交付費	2,550	0
社債発行費	158	60
事業外費用	39,058	35,780
固定資産売却損	2,665	2,801
雑損失	36,393	32,979
当期経常収益合計	5,818,515	6,490,045
当期経常費用合計	6,196,188	6,446,812
当期経常利益又は当期経常損失(△)	△377,673	43,233
湯水準備金引当又は取崩し	△9,865	—
湯水準備引当金取崩し(貸方)	△9,865	—
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,093	399
原子力発電工事償却準備金引当	1,093	399
特別利益	892,369	1,818,379
原子力損害賠償支援機構資金交付金	※2 696,808	※2 1,665,765
固定資産売却益	※3 79,396	※3 101,982
有価証券売却益	42,532	18,591
退職給付制度改定益	73,633	—
災害損失引当金戻入額	—	32,039
特別損失	1,217,784	1,462,243
災害特別損失	※4 40,231	※4 26,749
原子力損害賠償費	※2 1,161,970	※2 1,395,643
核燃料加工契約変更損失	※5 15,582	—
福島第一5・6号機廃止損失	—	※6 39,849
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△694,316	398,970
法人税、住民税及び事業税	64	65
法人税等合計	64	65
当期純利益又は当期純損失(△)	△694,380	398,905

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額22,896百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額49,392百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,338百万円が含まれている。
4. 「特定放射性廃棄物処分費」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく拠出金である。

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額39,697百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額46,890百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,431百万円が含まれている。
4. 「特定放射性廃棄物処分費」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく拠出金である。

【電気通信事業営業費用明細表】

前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

区分	事業費（百万円）	管理費（百万円）	計（百万円）	摘要
人件費	—	—	—	
経費	—	—	—	
小計	—	—	—	
減価償却費			—	
固定資産除却費			—	
租税公課			—	
合計			—	

（注） 本明細表は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、添付している。

【電気通信事業営業費用明細表】

当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

区分	事業費（百万円）	管理費（百万円）	計（百万円）	摘要
人件費	—	—	—	
経費	—	—	—	
小計	—	—	—	
減価償却費			—	
固定資産除却費			—	
租税公課			—	
合計			—	

（注） 本明細表は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、添付している。なお、本事業については、平成25年9月30日付で事業を廃止した。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	900,975	243,555	75	169,108	435	94	1,076,000	△1,854,877
当期変動額								
新株の発行	500,000	500,000	—	—	—	—	—	—
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—	△37	—	—	37
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	—	—	△694,380
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△9	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	500,000	500,000	△9	—	△37	—	—	△694,342
当期末残高	1,400,975	743,555	65	169,108	397	94	1,076,000	△2,549,219

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,569	527,799	△319	527,479
当期変動額				
新株の発行	—	1,000,000	—	1,000,000
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	△694,380	—	△694,380
自己株式の取得	△5	△5	—	△5
自己株式の処分	9	0	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△1,344	△1,344
当期変動額合計	4	305,614	△1,344	304,269
当期末残高	△7,565	833,413	△1,664	831,749

当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					海外投資等 損失準備金	特定災害防 止準備金	別途積立金	繰越利益剰 余金
当期首残高	1,400,975	743,555	65	169,108	397	94	1,076,000	△2,549,219
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—	△37	—	—	37
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	398,905
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△5	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△5	—	△37	—	—	398,943
当期末残高	1,400,975	743,555	60	169,108	359	94	1,076,000	△2,150,276

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	△7,565	833,413	△1,664	831,749
当期変動額				
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—
当期純利益	—	398,905	—	398,905
自己株式の取得	△31	△31	—	△31
自己株式の処分	6	1	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△611	△611
当期変動額合計	△24	398,875	△611	398,263
当期末残高	△7,589	1,232,289	△2,276	1,230,012

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、8. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.5%（前事業年度は1.6%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（153,385百万円（前事業年度は134,850百万円））については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(5) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	26,384百万円	24,410百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	674,443	570,566
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	482,879	439,964
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,837	5,031
③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	173,659	120,681
④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	9,798	4,527
⑤ その他	3,267	361
計	700,827	594,977

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(6) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(7) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- ロ ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 電気事業に係る外貨建支払予定額の一部
- ハ ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- ニ ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令。以下「解体引当金省令」という）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更した。なお、この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区別することが困難なため、遡及適用は行わない。

これに伴い、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益及び経常利益は、それぞれ17,056百万円減少し、税引前当期純利益は、9,376百万円増加している。また、当事業年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ113,003百万円及び122,380百万円減少している。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(表示方法の変更)

なお、以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略している。

(貸借対照表関係)

前払年金費用は、従来、貸借対照表上、投資その他の資産の長期前払費用に含めて記載していたが、電気事業会計規則の改正に伴い、当事業年度より、前払年金費用として区分掲記している。なお、前事業年度に長期前払費用に含めて記載していた前払年金費用は92,546百万円である。

(会計上の見積りの変更)

福島第一原子力発電所5・6号機の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失については、これまで新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上していたが、当該号機の廃止の決定に伴い個々の工事内容等に基づく見積りに変更のうえ計上している。この変更に伴う影響について、災害損失引当金戻入額32,039百万円を特別利益に計上している。

(追加情報)

・原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。以下「改正省令」という）が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産（以下これらを合わせて「廃止措置資産」という）を含めて整理することとなった。なお、この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

これに伴い、当事業年度の営業利益及び経常利益は、17,024百万円減少（減価償却費は17,024百万円増加）し、税引前当期純利益は、122,494百万円増加（特別損失は139,519百万円減少、減価償却費は17,024百万円増加）している。

なお、当事業年度末の原子力発電設備に含まれる廃止措置資産の残高は、122,494百万円である。

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
電気事業固定資産	363,970百万円	369,004百万円
水力発電設備	9,972	9,967
汽力発電設備	53,987	53,942
原子力発電設備	4,459	6,318
内燃力発電設備	95	95
新エネルギー等発電設備	4,954	4,954
送電設備	172,260	173,557
変電設備	49,412	49,533
配電設備	47,053	49,294
業務設備	21,374	20,951
貸付設備	398	389
附帯事業固定資産	399	399
事業外固定資産	1,238	768
計	365,608	370,172

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金的一般担保に供している。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	4,473,643百万円	4,317,862百万円
うち内債	4,244,205	4,222,702
外債	159,438	25,160
金融商品に関する会計基準における 経過措置を適用した債務履行引受契 約により債務の履行を委任した社債	70,000	70,000
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返 済すべき金額を含む。)	611,269	761,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
社債	635,534百万円	446,400百万円
長期借入金	473,599	477,942
長期未払債務	2,154	2,195
リース債務	333	351
雑固定負債	2,495	10,952

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法人税及び住民税	429百万円	422百万円
電源開発促進税	18,331	9,139
事業税	35,199	38,714
消費税等	13,620	30,565
その他	1,417	1,193

5. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	198,825百万円	165,310百万円
原燃輸送(株)	23	—
森ヶ崎エナジーサービス(株)	96	79
東京ティモール・シー・リソーシズ (米)社	2,162	1,419
テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社	3,759	3,372
トウキョウ・エレクトリック・パワ ー・カンパニー・インターナシヨナ ル・パイトンI社	5,574	4,222
リサイクル燃料貯蔵(株)	7,605	6,272
ティームエナジー社	6,459	6,939
エスケージェット・ユー社	928	914
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対す る保証債務	9,597	9,597
ハ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務	564	617
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,410	1,543
ホ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,015	1,111
ヘ ティームエナジー・オーストラリア 社のティームエヌパワー社及びタロング・ エナジー社(現 スタンウェル社)との 事業譲渡契約の履行に対する保証債務	16,919	—
ト トウキョウ・エレクトリック・パワ ー・カンパニー・インターナシヨナル・ パイトンI社の金融機関との金利スワッ プ契約の履行に対する保証債務	1,376	1,506
チ アイピーエム・オペレーション・アン ド・メンテナンス・インドネシア社のパ イトン・エナジー社との運転保守契約の 履行に対する保証債務	628	687

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
リ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	221,755百万円	209,419百万円
計	478,702	413,013

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

前事業年度（平成25年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

当事業年度（平成26年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度（平成25年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当事業年度（平成26年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

6. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
エネルギー設備サービス事業		
専用固定資産	4,243百万円	3,589百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	12	16
計	4,256	3,606
不動産賃貸事業		
専用固定資産	36,447百万円	32,970百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	4,332	3,995
計	40,780	36,966
ガス供給事業		
専用固定資産	3,101百万円	2,714百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	6,156	5,546
計	9,258	8,261

7. 財務制限条項

前事業年度（平成25年3月31日）

当社の社債（676,411百万円）、長期借入金（21,764百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（199,994百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（平成26年3月31日）

当社の社債（1,156,202百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

1. 関係会社に係る受取配当金

前事業年度
(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

当事業年度
(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

11,914百万円

8,325百万円

2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容

前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前事業年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額5,202,544百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,082,544百万円と前事業年度の見積額との差額1,395,643百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受

けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、平成24年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

3. 固定資産売却益の内容

	前事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当事業年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
土地	79,333百万円	100,558百万円
その他	62	1,423
計	79,396	101,982

4. 災害特別損失の内容

前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 核燃料加工契約変更損失の内容

前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

MOX燃料（ウランと使用済燃料から取り出したプルトニウムを混ぜ合わせた燃料）の加工契約について、同契約に基づき加工途中の状態で保管していたMOX燃料の解体を決定し、同契約の一部解約を含む契約変更を実施したことに伴う損失を計上している。

6. 福島第一5・6号機廃止損失の内容

当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

平成25年12月18日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所5・6号機の廃止について決定した。これに伴い、発電設備の損失額等を当事業年度において特別損失に計上している。

なお、主な内訳は、以下のとおりである。

発電設備の損失	19,686百万円
核燃料の損失及び処理費用	20,083百万円

また、上記に含まれる減損損失の内訳は以下のとおりである。

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

ロ 附帯事業に使用している固定資産は、原則として事業ごと、地点ごとに1つの資産グループとしている。

ハ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産ごととしている。

なお、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産（以下これらを合わせて「廃止措置資産」という）を含めて整理することとなった。廃止措置資産については、運転終了後の廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供されるとして、引き続き電気事業に使用している固定資産のグルーピングに含める。

(2) 減損損失を認識した資産または資産グループ

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
福島第一原子力発電所 (廃止措置資産を除く)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	建物 構築物 機械装置	19,686

固定資産の種類ごとの内訳

建物	3百万円
構築物	0百万円
機械装置	19,682百万円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

福島第一原子力発電所5・6号機の廃止の決定に伴い、廃止措置資産以外の固定資産については、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として福島第一5・6号機廃止損失に含めて計上している。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (平成25年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	53,599	41,292
合計	12,307	53,599	41,292

当事業年度 (平成26年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	65,349	53,042
合計	12,307	65,349	53,042

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
子会社株式	170,541	170,622
関連会社株式	365,215	365,310

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	566,274百万円	481,288百万円
災害損失引当金	215,714	183,134
繰越欠損金	169,385	178,891
資産除去債務	157,963	122,835
退職給付引当金	119,535	121,954
減価償却費損金算入限度超過額	99,396	105,839
その他	201,655	224,024
繰延税金資産 小計	1,529,926	1,417,967
評価性引当額	△1,149,311	△1,032,460
繰延税金資産 合計	380,615	385,506
繰延税金負債		
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	△297,229	△339,147
その他	△83,385	△46,359
繰延税金負債 合計	△380,615	△385,506
繰延税金資産 純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失を計上している ため記載していない。	33.3%
評価性引当額増減		△31.7
その他		△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率		0.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度(平成26年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年3月31日 法律第10号)が公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.3%から30.8%になる。この税率変更による財務諸表への影響はない。

④【附属明細表】

【（その1）固定資産期中増減明細表】

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高のうち土地の帳簿原価(再掲) (百万円)
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引帳簿 原価額 (百万円)	帳簿原 価増加 額 (百万円)	工事費 負担金 等増加 額 (百万円)	減価償 却累計 額増加 額 (百万円)	帳簿原 価減少 額 (百万円)	工事費 負担金 等減少 額 (百万円)	減価償 却累計 額減少 額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引帳簿 原価額 (百万円)	
電気事業固定資産	29,941,826	363,970	22,198,285	7,379,570	787,354	6,903	647,731	567,780 (20,187)	1,869	273,637	30,161,400	369,004	22,572,380	7,220,015	658,686
水力発電設備	1,791,230	9,972	1,148,424	632,833	8,603	-	34,922	4,592	5	3,674	1,795,240	9,967	1,179,671	605,601	12,315
火力発電設備	5,627,419	53,987	4,724,768	848,663	470,363	-	185,149	22,184	45	20,773	6,075,598	53,942	4,889,144	1,132,511	202,709
原子力発電設備	5,466,612	4,459	4,712,982	749,169	64,387	1,864	74,315	236,970 (20,187)	5	94,975	5,294,028	6,318	4,692,322	595,387	22,948
内燃力発電設備	211,426	95	74,791	136,539	1,693	-	3,502	145,837	-	25,675	67,282	95	52,619	14,567	1,192
新エネルギー等発電設備	22,749	4,954	4,360	13,434	16	-	669	201	-	148	22,564	4,954	4,881	12,728	8,745
送電設備	7,416,174	172,260	5,289,682	1,954,231	85,651	2,394	156,180	47,190	1,097	40,407	7,454,634	173,557	5,405,454	1,875,621	171,482
変電設備	3,411,677	49,412	2,593,782	768,482	49,109	238	62,944	38,141	117	32,529	3,422,645	49,533	2,624,197	748,914	182,646
配電設備	5,509,174	47,053	3,323,057	2,139,063	90,303	2,397	114,703	38,732	156	32,278	5,560,745	49,294	3,405,483	2,105,967	6,140
業務設備	472,551	21,374	316,519	134,657	17,201	9	14,804	32,356	431	22,093	457,396	20,951	309,230	127,214	50,386
貸付設備	12,809	398	9,916	2,495	23	-	537	1,570	9	1,080	11,262	389	9,373	1,500	119
附帯事業固定資産	95,852	399	51,117	44,335	4,941	-	6,461	4,434	-	1,312	96,359	399	56,266	39,693	12,250
事業外固定資産	24,349	1,238	18,563	4,547	2,927	11	2,292	11,786 (815)	480	7,770	15,490	768	13,084	1,636	1,482
固定資産仮勘定	953,304	-	-	953,304	719,324	-	-	821,466 (598)	-	-	851,162	-	-	851,162	-
建設仮勘定	950,248	-	-	950,248	559,840	-	-	659,757 (598)	-	-	850,331	-	-	850,331	-
除却仮勘定	3,056	-	-	3,056	159,483	-	-	161,709	-	-	830	-	-	830	-
区 分 科 目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要
					増加額 (百万円)			減少額 (百万円)							
核燃料	807,639				22,800			44,833			785,606				
装荷核燃料	141,957				-			18,416			123,541				
加工中等核燃料	665,681				22,800			26,416			662,065				
長期前払費用	186,851				68,300			140,561			114,591				

- (注) 1 「工事費負担金等増加額」には、法人税法第45条による工事費負担金、法人税法第47条による保険金等、租税特別措置法第64条による取用補償金等の圧縮額が含まれている。
- 2 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価(再掲)：56,557百万円。
- 3 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。
- 4 附帯事業固定資産のうち、電気通信事業固定資産の内訳は次のとおりである。
 なお、本内訳は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、注記している。
 また、本事業については、平成25年9月30日付で事業を廃止した。

附帯事業固定資産のうち電気通信事業固定資産の内訳

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計額		差引期末残高 (百万円)	摘要
					又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)		
有形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	

【（その２）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	3,601	—	—	2,546	1,054	
水利権	14,619	—	—	9,684	4,934	
商標権	6	—	—	5	1	
ソフトウェア	168	—	168	—	—	
電気ガス供給施設使用权	30,104	2,880	2,880	18,173	11,930	
熱供給施設使用权	1	—	1	—	—	
水道施設使用权	1,596	—	4	441	1,150	
工業用水道施設使用权	11,547	—	—	8,273	3,273	
電気通信施設使用权	47	117	3	15	145	
電圧変更補償費	29	—	—	22	7	
諸施設使用权	121,964	10,180	13,246	70,123	48,774	
電話加入権	339	—	—	—	339	
地上権	18,713	4	82	—	18,636	
地役権	269,833	363	232	156,636	113,328 (113,189)	(注)
土地賃借権	8,348	11	4	—	8,355	
排出クレジット	—	3,613	3,613	—	—	
合計	480,921	17,172	20,237	265,925	211,931	

(注) 「期末残高」欄の()内は内書きで、減価償却対象分の残高である。

【（その3）減価償却費等明細表】

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電	建物	1,738,268	31,497	1,403,151	335,116	80.7	
	水力発電設備	67,737	982	54,505	13,232	80.5	
	汽力発電設備	350,453	7,076	291,028	59,425	83.0	
	原子力発電設備	578,833	8,409	509,705	69,127	88.1	
	内燃力発電設備	8,499	182	6,502	1,997	76.5	
	新エネルギー等発電設備	231	6	161	69	69.8	
	送電設備	46,094	1,113	32,425	13,669	70.3	
	変電設備	392,926	7,316	292,938	99,988	74.6	
	配電設備	20,621	418	15,745	4,876	76.4	
	業務設備	272,741	5,990	200,031	72,710	73.3	
	その他の設備	127	1	106	20	83.8	
	気	構築物	12,730,543	256,882	8,805,768	3,924,775	69.2
水力発電設備		1,018,276	18,573	571,018	447,257	56.1	
汽力発電設備		538,988	10,247	375,305	163,683	69.6	
原子力発電設備		310,189	7,296	178,995	131,194	57.7	
新エネルギー等発電設備		1,379	18	1,219	160	88.4	
送電設備		6,150,136	113,159	4,706,386	1,443,749	76.5	
配電設備		4,711,247	107,578	2,972,661	1,738,586	63.1	
その他の設備		325	9	181	143	55.8	
事		機械装置	14,038,001	293,595	11,961,983	2,076,017	85.2
		水力発電設備	667,548	14,548	539,631	127,916	80.8
		汽力発電設備	4,903,129	144,399	4,193,273	709,855	85.5
		原子力発電設備	4,243,647	52,222	3,954,245	289,401	93.2
	内燃力発電設備	57,484	3,153	46,071	11,412	80.1	
	新エネルギー等発電設備	7,243	644	3,491	3,751	48.2	
	送電設備	521,764	16,814	425,424	96,340	81.5	
	変電設備	2,794,272	54,062	2,318,773	475,498	83.0	
	配電設備	743,625	4,429	396,362	347,262	53.3	
	業務設備	88,984	2,791	75,624	13,359	85.0	
	その他の設備	10,302	526	9,084	1,217	88.2	
	業	備品	149,307	7,077	127,040	22,267	85.1
水力発電設備		2,401	68	2,278	123	94.9	
汽力発電設備		15,577	364	14,758	819	94.7	
原子力発電設備		54,902	3,670	41,202	13,699	75.0	
内燃力発電設備		49	1	45	4	91.1	
新エネルギー等発電設備		10	—	9	1	90.2	
送電設備		7,415	187	6,981	433	94.1	
変電設備		13,572	398	12,447	1,125	91.7	
配電設備		19,013	1,289	16,464	2,548	86.6	
業務設備		36,364	1,095	32,851	3,512	90.3	
リース資産		20,881	3,101	8,667	12,214	41.5	
固		水力発電設備	1	—	—	—	80.0
	汽力発電設備	285	92	223	62	78.1	
	原子力発電設備	19,147	2,850	7,730	11,416	40.4	
	送電設備	3	—	1	1	40.0	
	変電設備	1	—	1	—	76.9	
	配電設備	136	27	64	71	47.3	
	業務設備	1,306	130	646	660	49.4	
	計	28,677,003	592,155	22,306,611	6,370,392	77.8	
	定	ダム使用権	3,601	68	2,546	1,054	70.7
		水利権	14,619	680	9,684	4,934	66.2
		商標権	6	—	5	1	81.3
		電気ガス供給施設利用権	30,097	1,990	18,169	11,928	60.4
水道施設利用権		1,591	106	441	1,149	27.7	
工業用水道施設利用権		11,547	762	8,273	3,273	71.7	
電気通信施設利用権		161	5	15	145	9.7	
電圧変更補償費		29	2	22	7	76.2	
諸施設利用権		118,897	6,598	70,123	48,774	59.0	
地役権		269,667	17,479	156,486	113,181	58.0	
計		450,219	27,694	265,769	184,450	59.0	
資		合計	29,127,222	619,849	22,572,380	6,554,842	77.5
	附帯事業固定資産	83,841	3,145	56,266	27,574	67.1	
事業外固定資産	13,544	69	13,084	459	96.6		

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には次の非償却資産は含まれてはいない。

電気事業固定資産	土地	580,875百万円、	水源かん養林	316百万円、	電話加入権	339百万円、
	地上権	18,633百万円、	地役権	137百万円、	土地賃借権	8,313百万円
附帯事業固定資産	土地	12,082百万円、	土地賃借権	37百万円		
事業外固定資産	土地	1,168百万円、	地上権	3百万円、	土地賃借権	4百万円

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

平成26年3月31日現在

長期投資	有価証券	株	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
			その他	計	54,020,652	25,572	17,853
長期投資	有価証券	債	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
			計	10,943	10,798		
長期投資	有価証券	債	種類	金額 (百万円)		摘要	
			計	75,996		うち、東北電力㈱建設分担金 45,703百万円	
合計			104,649				

【(その5) 引当金明細表】

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	3,799	5,628	3,675	11	5,740
退職給付引当金	388,355	34,452	26,595		396,212
使用済燃料再処理等引当金	1,108,592	46,890	101,002	—	1,054,480
使用済燃料再処理等準備引当金	60,799	7,145	—	—	67,945
災害損失引当金	700,827	26,942	99,487	33,305	594,977
原子力損害賠償引当金	1,765,716	1,395,643	1,597,720	—	1,563,639
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第35条)	4,780	399	—	—	5,180

(注) 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|---|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自平成24年4月1日
(第89期) 至平成25年3月31日) | 平成25年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 平成25年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第90期第1四半期 自平成25年4月1日
至平成25年6月30日)
(第90期第2四半期 自平成25年7月1日
至平成25年9月30日)
(第90期第3四半期 自平成25年10月1日
至平成25年12月31日) | 平成25年8月2日
関東財務局長に提出。
平成25年11月5日
関東財務局長に提出。
平成26年2月4日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書) | 平成25年7月3日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 連結損益計算書関係 4. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額5,202,544百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,082,544百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,395,643百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、平成24年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。
2. 「注記事項 連結貸借対照表関係 6. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ニ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (8) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (8) 原子力発電施設解体費の計上方法 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令。以下「解体引当金省令」という)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更した。
6. 「注記事項 追加情報 ・原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更」に記載されているとおり、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東京電力株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 損益計算書関係 2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額5,202,544百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,082,544百万円と前事業年度の見積額との差額1,395,643百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、平成24年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。
2. 「注記事項 貸借対照表関係 5. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「注記事項 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (5) 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 重要な会計方針 8. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「注記事項 重要な会計方針 8. 原子力発電施設解体費の計上方法 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令。以下「解体引当金省令」という）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更した。
6. 「注記事項 追加情報 ・原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更」に記載されているとおり、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令）が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。